

第42回定時株主総会 招 集 ご 通 知

2025年6月26日（木曜日）午前10時

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー 5階
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター

報告事項

- 第42期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第42期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

<株主提案>

- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件
第5号議案 定款一部変更の件（事業構造変革監督委員会）
第6号議案 定款一部変更の件（買収提案の取扱い）
第7号議案 自己株式の取得の件
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改訂の件

wacom®

目 次

第42回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	36
連結計算書類	59
計算書類	62
監査報告	65

株主総会の各議案については、ご来場いただかずに書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、そちらのご利用もご検討ください。

株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後6時

株 主 各 位



第42回定時株主総会招集ご通知

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

2025年6月4日

埼玉県加須市豊野台二丁目510番地1

株式会社ワコム

代表取締役社長 井出 信孝

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち連結計算書類の連結注記表、計算書類の個別注記表は、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に交付する書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を、電子提供措置をとっている後記の各ウェブサイトに掲載いたします。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.wacom.com/ja-jp>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR・投資家情報」「株式情報」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6727/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ワコム」又は「コード」に当社証券コード「6727」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

日時 2025年6月26日(木曜日) 午前10時
場所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

目的事項

■ 報告事項

1. 第42期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第42期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

■ 決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

<株主提案>

- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）1名選任の件
第5号議案 定款一部変更の件（事業構造変革監督委員会）
第6号議案 定款一部変更の件（買収提案の取扱い）
第7号議案 自己株式の取得の件
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改訂の件

以上

事前の議決権行使について

書面又はインターネット等によって議決権を行使することができます。2025年6月25日（水曜日）午後6時までに到着又は入力完了するよう、お願い申し上げます。

郵送による議決権行使

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付ください。各議案について賛否の表示が無い場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取扱います。

当社取締役会は、株主提案議案の全てに反対しております。

インターネット等による 議決権行使

詳細は4ページへ

■ 株主総会終了後、同会場にて事業説明会を行います。

インターネット等による議決権行使のご案内

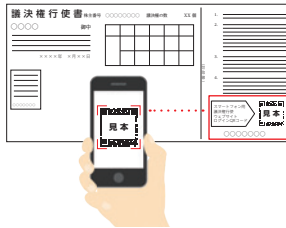
行使
期限

2025年6月25日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

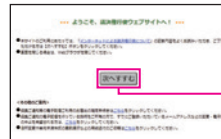
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

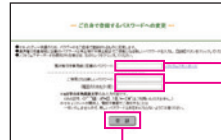
- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



株主総会動画配信のご案内

当社は、株主総会会場にご来場になれない株主様に向けて、パソコンやスマートフォンから株主総会及びその後の事業説明会の模様をご覧になれるよう、動画配信いたします。

動画配信のご利用は、下記事項をご確認ください。

▶ 株主総会動画配信とは

- ・株主様が、IDとパスワードによる株主確認を経て、株主総会及びその後の事業説明会の中継動画を視聴するものです。
- ・動画配信を視聴しながら議決権を行使することはできません。
- ・株主総会終了後に開催する事業説明会も是非ご視聴ください。

▶ 当日の視聴方法

- ・下記に記載の「株主様専用ウェブサイト」にアクセスのうえ、ID（株主番号）とパスワード（郵便番号）を入力してください。
- ・動画配信を視聴する株主様は、会社法で定める出席には当たらず、当日に議決権を行使することができません。2025年6月25日（水曜日）午後6時までに書面又はインターネット等により議決権行使してください。

配 信 日 時

2025年6月26日(木曜日) 午前10時から株主総会後の事業説明会終了まで

株 主 様 専 用
ウェブサイトアドレス

<https://6727.ksoukai.jp>



ID及びパスワード

- ① ID：株主番号（議決権行使書用紙に記載の9桁の半角数字）
- ② パスワード：郵便番号（議決権行使書用紙に記載の郵便番号7桁の半角数字）

① 動画視聴に関する問い合わせ

ブイキューブ **03-6833-6219**（2025年6月26日 9時～事業説明会終了まで）

② 株主番号に関する問い合わせ

三井住友信託銀行 **0120-782-041**（2025年6月4日～6月26日 9時～17時 土日祝日を除く）

電 話 サ ポ ー ト

- *受付期間：2025年6月5日（木曜日）午前9時から2025年6月25日（水曜日）午後6時

- 合があるほか、状況によっては配信を中止することがありますので、ご承知おきください。

- ※議決権行使書を投函される場合は、その前に必ずお手元に「株主番号」をお控えください。

なお、失念された際は、「電話サポート」の三井住友信託銀行までご連絡ください。

[illegible]

【ご注意ください】

- ②「パスワード (=郵便番号)」

日本国外居住の株主様につきまして、常任代理人のご指定がある場合は、当該代理人の郵便番号をご入力ください。

株主総会参考書類

会社提案議案

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

剰余金の配当等に関して、中長期的な企業価値の向上及び株主共同の利益の観点から、総合的なキャッシュ・アロケーションを考慮した上で、配当額を機動的に決定できるようにするため、株主総会ではなく、取締役会の決議によって定めるものとしてきましたが、近年のコーポレート・ガバナンス体制の潮流を踏まえ、株主総会においても剰余金の配当等の決定権限を付与すべく、現行定款第39条（剰余金の配当等の決定機関）につきまして変更するものであります。また、監査役であった者に対する損害賠償請求権の消滅時効期間である10年が経過したことから、不要となった附則を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（剰余金の配当等の決定機関） 第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。	（剰余金の配当等の決定機関） 第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。
附 則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、第32回定時株主総会終結前の行為に関する同第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度で、取締役会の決議によって免除することができる。	（削 除）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	候補者氏名	現在の当社に おける地位	在任年数	取締役会出席状況
1	いで のぶたか 井出 信孝	再任	代表取締役社長	8年 20/20回（100%）
2	こみね さやたけ 小峰 明武	再任	取締役	1年 12/13回（92%）
3	こじま あまね 小島 周	新任	チーフファイナンシャルオフィサー	-
4	いなづみ けん 稲積 憲	再任 社外 独立	社外取締役	7年 20/20回（100%）
5	いなます みかこ 稲増 美佳子	再任 社外 独立	社外取締役	4年 20/20回（100%）
6	なかじま たかふみ 中嶋 崇史	再任 社外 独立	社外取締役	1年 13/13回（100%）

1

い で
井出 信孝

(1970年5月19日生)

再任

2024年度

取締役会出席状況

20回中20回 (100%)

所有する当社株式の数 109,517株

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

2013年 8月 当社入社
コンポーネント事業本部技術マーケティング部ジェネラルマネージャー

2015年 4月 当社テクノロジーソリューションビジネスユニットバイスプレジデント

2015年 7月 当社テクノロジーソリューションビジネスユニットシニア・バイスプレジデント

2017年 4月 当社エグゼクティブ・バイスプレジデント
テクノロジーソリューションビジネスユニット担当兼
プラットフォーム&アプリケーションビジネスユニット担当

2017年 6月 当社取締役

2018年 4月 当社代表取締役社長 (現任)
チーフエグゼクティブオフィサー (現任)

2021年 2月 一般社団法人コネクテッド・インク・ビレッジ代表理事 (現任)

2024年10月 一般社団法人アニメシステムコミュニティ代表理事 (現任)

選任理由

2013年に当社入社後テクノロジーソリューション事業のマーケティング責任者として、2015年からテクノロジーソリューション事業全体の責任者として事業の拡大に貢献しております。2018年4月に当社代表取締役社長兼CEOに就任後は、当社グループのグローバル経営を主導しております。

2026年3月期が初年度である新中期経営計画「Wacom Chapter 4」を中心となって策定し、当社ブランド製品事業の構造改革を含む業績改善に向けて取組んでおり、引き続きその任に当たるべく取締役として選任をお願いするものであります。

株主の皆様へ

ワコムの原点は、アニメ・マンガ・デザインなどの「描く」を支えること。
日々の仕事や学びの現場で「書く」を支えることで、更に大きく成長してきました。
Chapter 4では、これらの「描く」「書く」体験をさらに極めていくと同時に、
全く新しい“広義の「かく」”——たとえば、**伝えるためのかく、つながるための「かく」、人間の内面を映すための「かく」、そして、よりよく生きるための「かく」**等の全く新しい体験価値をご提供しながら次のステージへ進化して参ります。応援して頂けると、とても嬉しいです！

2

こ み ね
小峰さ や た け
明武

(1971年11月20日生)

再任

2024年度

取締役会出席状況

13回中12回 (92%)

所有する当社株式の数

7,924株

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1996年10月 中央監査法人入所
2001年 4 月 公認会計士資格取得
2005年 7 月 PricewaterhouseCoopers Dallas入所
2011年11月 当社入社
財務部マネージャー
2017年 9 月 当社テクノロジーソリューションビジネスユニットバイスプレジデント
2020年10月 当社テクノロジーソリューションビジネスユニットエグゼクティブ・バイスプレジデント（現任）
2022年 1 月 エスディーテック株式会社社外取締役（現任）
2024年 6 月 当社取締役（現任）

選任理由

当社入社前は、監査法人で公認会計士として企業の会計監査業務に従事しておりました。当社入社後は、財務部門を経て、現在は、当社の主要事業であるテクノロジーソリューション事業の責任者を務めております。

公認会計士としての企業会計に関する知識と、これまでの事業部門の責任者としての経験を活かし、当社主要事業であるテクノロジーソリューション事業を主導するのに適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

株主の皆様へ

私は1年目の取締役として、企業使命の遂行と社会への貢献度の向上を目指し、社員と取引先会社様と共に全力で取り組みました。皆様の努力の結果、一定の成果を上げることができたと考えています。その一方で、持続的な成長を遂げ、企業価値をさらに高めていくためには、今後も取り組むべき課題や挑戦すべきテーマが数多くあることを認識しています。

当期は、既存ビジネスの継続的な拡充に加え、変化の激しい社会や市場環境に柔軟に対応するため、長期的な視野に立って事業領域の変革に積極的に取り組みます。また、当社が関わる地域・社会への価値ある貢献を通じて、企業価値の向上を実現したいと考えています。引き続き、株主の皆さまのご期待にお応えできるよう邁進してまいりますので、今後とも変わらぬご支援とご指導をお願い申し上げます。

3

こじま
小島 周

(1968年4月9日生)

新任

2024年度

取締役会出席状況

-

所有する当社株式の数

-

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1992年 4 月 日商岩井株式会社（現双日株式会社）入社
2003年 1 月 株式会社メタルワン入社
2011年 3 月 アサヒホールディングス株式会社（現AREホールディングス株式会社）入社
2013年 1 月 米国公認会計士資格取得
2017年 6 月 同社取締役チーフファイナンシャルオフィサー
2021年12月 アルテミラ株式会社取締役チーフファイナンシャルオフィサー
2024年 5 月 当社入社
ファイナンスエグゼクティブ・バイスプレジデント（現任）
チーフファイナンシャルオフィサー（現任）

選任理由

当社入社前には、上場企業の取締役を含む財務部門責任者としての経歴があり、企業の財務及び会計に関する豊富な経験と知識を有しております。

当社入社後は、チーフファイナンシャルオフィサーとして財務部門の業務及び機関投資家等株主への対応を主導しております。これまでの財務部門の責任者としての豊富な経験と金融・経済に関する見識を経営に活かすことを期待し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

株主の皆様へ

この度、取締役候補として選んで頂きましたこと、誠に光栄に思っております。

今年度より、新中期経営計画（Wacom Chapter 4）がいよいよスタートします。これまでのファイナンス分野を中心とした様々な経験を活かし、事業の成長、資本効率の改善、将来を見据えた成長投資を通じた利益創出力の向上に取り組むとともに、安定した株主還元を着実な実行により、ワコムの企業価値の更なる向上に貢献していきたいと考えています。

4

いなづみ
稲積けん
憲

(1974年1月22日生)

再任

社外
独立

2024年度

取締役会出席状況

20回中20回 (100%)

所有する当社株式の数

-



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2010年 1 月 アリックスパートナーズ・アジア・エルエルシーディレクター
 2012年 1 月 NHN Japan株式会社（現LINE株式会社）執行役員経営企画室長
 2013年 4 月 NHN PlayArt株式会社（現NHN Japan株式会社）取締役COO
 2014年 2 月 同社代表取締役社長
 2015年10月 NHN テコラス株式会社代表取締役社長
 2017年 3 月 トランスコスモス株式会社上席常務執行役員
 2017年12月 同社専務執行役員
 2018年 6 月 当社社外取締役（現任）
 2019年 6 月 トランスコスモス株式会社取締役専務執行役員
 2021年 6 月 エクスプライス株式会社代表取締役社長
 2023年 3 月 株式会社マッシュホールディングス常務執行役
 2024年 8 月 ピルボックスジャパン株式会社代表取締役（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

事業会社における代表取締役社長を含む役員の経験を有し、現在も事業会社の代表取締役社長として戦略立案・執行、投資家対応、提携推進などを行っています。当社社外取締役就任後は、経営に対する助言の他、指名委員会及び報酬委員会の委員として、当社取締役候補者の選定や取締役報酬の方針について、独立した立場から助言をいただいております。

これまでのIT業界における知識及び会社経営者としての経験を活かし、当社の業務執行取締役に対する指導や事業への助言をいただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

株主の皆様へ

マーケティングの教科書には、20世紀初頭に隆盛を誇った米国の「鉄道会社」が20世紀中頃に衰退したが「輸送事業」という定義をしていけば時代の流れに沿って発展できたのでは、という話が出てきます。

ワコムは主にハードウェアを提供してきましたが、お客様は作品を生み出したり、効果的に勉強したり、仕事を効率的に進めたり、メモを取ったり、手術プランを議論・レビューをしたり、と用途ごとの目的をもって使って下さっています。ワコムが「メーカー」の視点に留まらず、「顧客のニーズを叶える統合的なサービス」を提供していくことで、お客様の更なるご満足、ひいてはワコムの更なる発展につながると考えます。

中期計画の進展を後押ししてまいりますので、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

5

い な ま す み か こ

稲増 美佳子

(1960年4月12日生)

再任

社外
独立

2024年度

取締役会出席状況

20回中20回 (100%)

所有する当社株式の数

12,000株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4 月 富士通株式会社入社
 1993年11月 株式会社HRインスティテュート取締役
 2005年 4 月 ビジネス・ブレイクスルー大学大学院経営学研究科教授（現任）
 2005年10月 株式会社HRインスティテュート取締役副社長
 2013年10月 同社代表取締役社長
 2017年12月 HR INSTITUTE USA, INC.社長（現任）
 2019年 6 月 一般社団法人 サンダーバードグローバル経営大学院教育財団評議員（現任）
 2020年 1 月 株式会社HRインスティテュート代表取締役会長
 2021年 6 月 当社社外取締役（現任）
 2022年 6 月 一般財団法人One Drop Ocean財団代表理事（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

富士通株式会社でシステムエンジニアとして勤務の後、米国サンダーバード国際経営大学院に留学し、国際経営学修士号を取得しております。1993年に株式会社HRインスティテュートを設立し、事業戦略や企業研修等のコンサルティングを行い、同社の代表取締役を務めました。当社では、指名委員会委員長及び報酬委員会の委員として、当社取締役候補者の選定の中心となり、取締役報酬の方針について、独立した立場から助言をいただいております。

これまでの経営学の知識や企業経営者としての経験を活かし、当社の業務執行取締役に対する指導や事業への助言をいただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

株主の皆様へ

経営に関わる一員として、先の読めない激動の経営環境において、多様なステークホルダーの視点を大切にしております。過去や現状を否定することであっても、忌憚なく経営の本質を対話できる経営ボードの存在は大きな力です。足元のむずかしい経営の局面を乗り越えながら、Chapter4という未来への歩みを止めることなくコミットして進んできていると認識しております。

内部では、私たちの生活を変えるワクワクするテクノロジーが着実に実用化に向かっていきます。株主の皆さまには、“ホットで繊細、クールで大胆”なWacomの事業展開にこれからもますます期待していただきたいと願っております。そのご期待に応える経営となるよう、43期もご支援をしてまいります。なにとぞよろしくお願いいたします。

2024年度

取締役会出席状況

13回中13回 (100%)

所有する当社株式の数

-



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2014年 4月 株式会社リクロスエクスパンション代表取締役 (現任)
 2018年 2月 株式会社球磨村森電力代表取締役 (現任)
 2023年 5月 株式会社五木源電力代表取締役 (現任)
 2023年 7月 株式会社ティーダパワー代表取締役 (現任)
 2024年 6月 当社社外取締役 (現任)
 2024年10月 株式会社九州てっぺんエナジー代表取締役 (現任)
 2025年 1月 株式会社のおがたエナジー代表取締役 (現任)
 2025年 4月 株式会社うなん共創エネルギー代表取締役 (現任)

選任理由及び期待される役割の概要

環境やエネルギーに関する専門的知識を持ち、各自治体等と連携した電力関連事業会社を設立し、代表取締役を務めております。企業経営者としてのエネルギー、リサイクル分野での経験から、当社のSDGsへの取り組みやサステナビリティ経営等に対して助言をいただいております。引き続きその任に当たっていただくべく社外取締役として選任をお願いするものであります。

株主の皆様へ

Wacomが掲げるVisionである「Life-long ink」。Chapter4では、「すべてのコミュニティと共に、測定可能な評価軸のみによらない、持続的で、意味深い成長を探究していく」こととしています。市場から求められるSustainabilityに対応することは当然です。しかし、それだけではコミュニティと共に生きるWacomには不十分です。コミュニティと持続的な存在になるという自らの意志に基づく能動的なSustainabilityがWacomには必要です。製品・サービスをご利用されるコミュニティとの共創によるSustainabilityを実現し、Wacomがいつの時代にも社会に必要とされる価値のある企業として存在するための一助になりたいと考えています。

- (注) 1. 当社と各候補者との間に、特別の利害関係はありません。
 2. 稲積憲氏、稲増美佳子氏及び中嶋崇史氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 稲積憲氏、稲増美佳子氏及び中嶋崇史氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって稲積憲氏が7年、稲増美佳子氏が4年、中嶋崇史氏が1年であります。
 4. 小峰明武氏及び中嶋崇史氏は、2024年6月26日開催の第41回定時株主総会で選任されたため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。なお、両氏の就任後の取締役会開催回数は、13回であります。
 5. 当社と稲積憲氏、稲増美佳子氏及び中嶋崇史氏の間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を100万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額に限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合には、同内容の契約を継続する予定であります。
 6. 当社は、稲積憲氏、稲増美佳子氏及び中嶋崇史氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の業務遂行に関連して損害賠償請求を受けたことによって被る経済的損害を、当該保険によって填補（ただし、取締役の違法行為に起因する損害賠償請求を除く。）することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時も同内容で更新予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役細窪政氏は、任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

ほそくぼ 細窪	おさむ 政 (1961年2月3日生)	再任	社外 独立
-------------------	---------------------------------	----	----------

2024年度	取締役会出席状況	20回中20回 (100%)	監査等委員会出席状況	13回中13回 (100%)	所有する当社株式の数	1,000株
--------	----------	----------------	------------	----------------	------------	--------



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4 月 日本信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社
1989年 7 月 日本アセアン投資株式会社（現日本アジア投資株式会社）入社
2005年 4 月 同社執行役員
2007年 6 月 同社取締役
2012年 6 月 同社代表取締役
2017年 7 月 グレートアジアキャピタル&コンサルティング合同会社代表社員
（現任）
2017年10月 株式会社識学社外取締役
2017年11月 株式会社サイサン社外取締役（現任）
2018年12月 株式会社エム・ティー・スリー社外監査役（現任）
2019年 6 月 当社社外取締役[監査等委員]（現任）
2020年 3 月 ローランド ディー・ジー・株式会社社外取締役
2020年11月 株式会社ANSeeN社外取締役（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

国内及び海外のベンチャー企業に対し投資及び事業支援を行う日本アジア投資株式会社において事業責任者を歴任の後、代表取締役社長に就任し、退任後は、様々な業種・規模の企業に対して総合的な経営支援を行うグレートアジアキャピタル&コンサルティング合同会社を設立し、代表社員を務めております。

当社では社外取締役である監査等委員としての監査の他、指名委員会及び報酬委員会の委員として、当社取締役候補者の選定や取締役報酬の方針について、独立した立場から助言をいただいております。これまでの国内及び海外での投資及び事業支援並びに事業会社の社外取締役及び社外監査役としての豊富な経験及び知識を当社の監査等委員である社外取締役の職務に活かしていただけることを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

株主の皆様へ

株主の皆様、私はこれ迄6年間にわたり監査等委員である社外取締役を務めてきました。就任当時300円台だった株価は、その後上昇して一時は1,000円を超えた時期もありましたが、直近では500円前後の水準で低迷しています。その主な要因は、特にブランド製品事業が市場環境やお客様のニーズの変化に順応し切れなかったことだと認識しています。

新中計であるChapter4は、その苦い教訓を活かし、ユースケースという形で市場やお客様のニーズを汲み取り、そのニーズに合った製品やサービスをいち早く提供して、当社を新たな成長軌道に乗せるべき大切な期間となります。

この度再任して頂いた暁には、執行を担う経営陣がChapter4の推進に全力を注げる環境を整えと共に、自身の経営者や投資家としての経験・知見を生かして、新たな成長のお手伝いをさせて頂く所存です。

- (注) 1. 当社と候補者との間に、特別の利害関係はありません。
2. 細窪政氏は、社外取締役候補者であります。
3. 細窪政氏の当社監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
4. 当社と細窪政氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を100万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同内容の契約を継続する予定であります。
5. 当社は、細窪政氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査等委員である取締役を含む被保険者の業務遂行に関連して損害賠償請求を受けたことによって被る経済的損害を、当該保険によって填補（ただし、取締役の違法行為に起因する損害賠償請求を除く。）することとしております。候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時も同内容で更新予定であります。

■ 今総会で改選期を迎えない監査等委員である取締役の活動状況

今総会で改選期を迎えない監査等委員である取締役の活動状況は、以下のとおりであります。

	ひがしやま しげき 東山 茂樹 (1958年2月15日生)	社外 独立
---	---	------------------

2024年度	取締役会出席状況	20回中20回 (100%)	監査等委員会出席状況	13回中13回 (100%)	所有する当社株式の数	10,000株
--------	----------	----------------	------------	----------------	------------	---------



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4 月 株式会社野村総合研究所入社
2000年10月 Nomura Research Institute Hong Kong社長
Nomura Research Institute Singapore社長
2005年 4 月 株式会社野村総合研究所企画部長
2006年 4 月 同社執行役員人事部長
2008年 5 月 同社執行役員アジアシステム事業本部長
iVision Shanghai Co., Ltd.取締役
2012年 4 月 同社執行役員中国・アジアシステム事業本部長
2015年 4 月 同社常務執行役員
Nomura Research Institute Asia Pacific Private Limited社長
2016年 4 月 同社理事
2018年 6 月 当社社外取締役[監査等委員] (現任)
2022年 6 月 ミモザ株式会社社外取締役 (現任)

活動状況

株式会社野村総合研究所では、同社の企画、人事の責任者を歴任し、豊富な海外勤務の経験と、グローバルな事業についての経験を有しています。

当社監査等委員である社外取締役就任後は、監査等委員会委員長、報酬委員会委員長、指名委員会委員を務め、監査等委員会監査及び当社取締役の報酬方針決定の中心となり、当社取締役候補者の選定について独立した立場から助言をいただいております。これまでの経験及び経営に関する豊富な知識を当社の監査等委員である社外取締役の職務に活かしていただけることを期待しております。

株主の皆様へ

ワコムは、ペンとタブレットという目に見えるプロダクトを作る企業ですが、そのプロダクトを通じて、デジタルやAIの先にある『人間の創造力』そのものを常に考えています。ワコムの若い社員は、人間の想像力を実現するワコムのプロダクトをとっても愛しています。ワコムの経営陣は、執行を行う社内取締役3人とそれを株主の立場で監視する社外取締役6人が、技術、グローバルマーケット、人的資本や組織、資本政策等、経営を取り巻くあらゆるテーマを、月に複数回、徹底的に議論します。また、若い社員の世界中の現場の仕事を知り、考えを聴く機会をしばしば設けています。技術や国際情勢、資本市場はたゆまなく変化しています。われわれ経営陣も、若い社員以上の情熱をもって、ワコム企業価値を高めるべく全力を尽くします。

おの ゆうじ 小野 祐司

(1968年2月19日生)

社外
独立

2024年度	取締役会出席状況	13回中13回 (100%)	監査等委員会出席状況	10回中10回 (100%)	所有する当社株式の数	-
--------	----------	----------------	------------	----------------	------------	---



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月 東洋信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社
1996年 1月 ニューヨーク州弁護士登録
2009年 1月 弁護士登録
2014年 4月 慶応義塾大学法科大学院講師（現任）
2017年 4月 三菱UFJ信託銀行株式会社コンプライアンス統括部副部長
2019年 4月 同社法務部部長
2022年 4月 日本マスタートラスト信託銀行株式会社業務管理部部長
2023年 4月 リンクパートナーズ法律事務所入所
2023年 7月 バンクガード株式会社社外監査役（現任）
2024年 2月 管理者トラスト株式会社代表取締役（現任）
2024年 6月 当社社外取締役[監査等委員]（現任）
2024年 8月 株式会社sizebook社外監査役（現任）
2025年 2月 弁護士法人三宅法律事務所入所（現任）
2025年 3月 TECRA株式会社社外監査役（現任）

活動状況

弁護士及び三菱UFJ信託銀行での法務部長としての経験から、金融法務、企業法務、コンプライアンス、リスク管理の分野で専門性及び豊富な知識を有しております。また、2024年2月にマンション管理組合の管理者業務・監事業務・コンサルティング業務を行う管理者トラスト株式会社を設立し、代表取締役を務めております。これまでの経験に基づく法的観点やコンプライアンスの観点から当社取締役の業務執行及び事業に対する監査を行っていただけることを期待しております。

株主の皆様へ

昨年の株主総会にて、監査等委員である社外取締役に選任していただき、早1年が経とうとしております。その間、ワコムのプロダクト・技術について、非常に多くのことを学び、その素晴らしさ・ユニークさを再認識することができました。また、数々の社内外のイベント等にも参加し、役職員の真面目さ・優秀さを目の当たりにすることができました。

今年、新中期経営計画も発表しておりますが、ワコムのプロダクト・技術が有している可能性は無限大といって過言ではなく、ワコムの更なる発展に確信をもっています。

私の専門領域である法務・コンプライアンス・リスクマネジメントの面も含め、ワコムの持続的な企業価値の向上に貢献できるよう今後も懸命に取り組んでまいります。

(注) 小野祐司氏は、2024年6月26日開催の第41回定時株主総会で選任されたため、取締役会及び監査等委員会の開催回数が他の取締役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会開催回数は13回、監査等委員会の開催回数は10回であります。

取締役・監査等委員である取締役に期待する分野

第2号議案及び第3号議案をご承認いただいた後の当社取締役会のスキル・マトリックスは、次のとおりです。

	職位	在任年数	事業経営	海外事業	事業連携 事業投資	財務・会計	人材 組織開発	Diversity & Inclusion
井出 信孝	代表取締役社長	8年	●	●	●		●	
小峰 明武	取締役	1年	●	●		●		
小島 周	取締役	—	●	●	●	●		
稲積 憲	社外取締役	7年	●		●			
稲増 美佳子	社外取締役	4年	●				●	●
中嶋 崇史	社外取締役	1年	●		●			
東山 茂樹	社外取締役 監査等委員	7年		●			●	
細窪 政	社外取締役 監査等委員	6年	●		●	●		
小野 祐司	社外取締役 監査等委員	1年						

(注) 当社取締役のスキル・マトリックスに特有な項目の定義は、以下のとおりです。

※ 1 「コミュニティ連携」は、中期経営計画「Wacom Chapter 4」の重要な要素であるコミュニティ構築、エコシステム開発等の知見を基準としています。

※ 2 「サービス事業」は、当社でのIT経験に加え、業界や技術についての知見を基準としています。

環境	法務・コンプライアンス	リスクマネジメント	技術開発 知的財産	コミュニティ 連携※ 1	サービス事業 ※ 2	特筆すべき 経験/知見
			●	●	●	豊富な海外経験と事業連携実績 アートコミュニティ運営実績
●		●	●		●	公認会計士 海外事業経験
		●				上場企業CFO/大手PEファンド傘下企業 CFOとしての豊富な事業運営経験 米国公認会計士
		●		●	●	現役経営者 サービス事業運営経験
						人材開発会社の経営経験 サイバー大学院経営学教授
●				●	●	現役経営者/コミュニティとの共創型 環境・リサイクル事業経験
	●	●				海外事業 人材開発経験
	●	●				上場投資会社経営経験
	●	●				弁護士 資本市場コンプライアンス責任者

株主提案議案

第4号議案から第8号議案は、1名の株主からの提案によるものです。

当社取締役会は、株主提案による議案のいずれにも反対しております。

以下各議案の件名、議案の要領、提案の理由等は、提案株主から提出された書面を原文のまま記載しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）1名選任の件

① 議案の要領

新たに槇野尚（まきの なお）氏を監査等委員でない取締役に選任する。

② 提案の理由

槇野氏は、モルガン・スタンレーMUFG証券にて株式調査アナリストとしてキャリアをスタートした後、バイサイドに転身し、以来10年以上にわたって、上場株投資に携わってきました。日本の運用会社であり、「働く株主」として株主も経営者や従業員同様、会社を支える一員として企業価値向上への貢献を行うことを投資信条とするみさき投資において、エンゲージメント投資マネジャーとして、日本の上場企業に対して長期的な投資を行ってきました。同社において、投資先企業の経営陣との目的を持った対話を通じて、持続的な企業価値の向上に貢献しました。また、同社での勤務時においても、金融庁金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」でゲストとして招聘され、また公益財団法人財務会計基準機構（金融庁所管）の企業会計基準委員会（ASBJ）において2019年から2023年まで収益認識専門委員を務めるなど、上場株投資で培われた金融の知見が乞われ、多方面でご活躍されています。その後、米国のボストンの運用会社であるカナメ・キャピタルにおいて、パートナー兼調査責任者として、日本の上場企業に対しての長期の目線での投資を行っています。また、直近においても金融資本市場展望「米国投資家から見た日本の部分TOBにおける諸問題」やみずほ証券資本市場アップデート「創業家持分が多い企業のガバナンス」を寄稿するなど、海外投資家としての視野で様々な知見を広く提供しています。なお、槇野氏は、当社の社外取締役としての職務に十分な時間と労力を割くことができる状況にあります。

槇野氏は、米国コロンビア大学にて経営学修士（MBA）を修められ、また、現職においても海外のアセットオーナーや投資運用会社とコミュニケーションをとるなど、グローバルな視点を有しており、日本語及び英語に堪能です。

槇野氏は、長年にわたり機関投資家の立場で多くの上場企業を分析し、投資を行ってきた経験を活かし、株主共同の利益に十分に配慮した経営の監督を行うこと、株主・資本市場との対話を深化させること、及び、当社が投資家からより評価されるためのベストプラクティスについて助言を行うことが期待されます。そのため、提案者は、槇野氏は当社の社外取締役として適任であると考えています。

槇野氏は、同じ投資家として提案者と意見交換や情報交換をする関係にあります。これまで提案者との間で取引関係、雇用・委任その他一切の利害関係を有さず、報酬の支払いを伴う関係も一切ありません。また、槇野氏は、取締役に選任された場合の職務の内容や情報の授受

その他に関して提案者との間で一切の契約又は合意を締結しておらず、提案者に対して何らの義務や責任を負うものでもありません。

提案者は、榎野氏が役員を務めるカナメ・キャピタルとの間で、これまで共同投資や株主権行使等の合意をしたことはなく、今後もその予定はありません。提案者は、榎野氏が、その知見と専門性を活かして、当社の株主一般の利益のために職責を果たしてほしいと考えています。

③ 候補者の氏名、略歴等

候補者	榎野 尚	生年月日：1989年7月21日
	(まきの なお)	所有する当社の株式の数：0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		
2012年4月	モルガン・スタンレーMUFG証券 入社 (日本法人東京オフィス勤務)	
	みさき投資 入社	
2014年6月	みさき投資 エンゲージメント投資マネジャー	
2016年4月	カナメ・キャピタル アソシエイト・パートナー兼調査責任者	
2022年6月	カナメ・キャピタル パートナー兼調査責任者 (現任)	
2024年12月	(重要な兼職の状況) カナメ・キャピタル パートナー兼調査責任者 ※榎野尚氏がパートナーを務めるカナメ・キャピタルは、顧客の代理として当社株式の0.07%を保有しています。	

- (注) 1. 候補者は、社外取締役候補者です。
2. 候補者は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしています。各候補者からは、その選任が承認された場合、当社が各候補者を独立役員として届け出ることについて、承諾を得ています。
3. 当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額であるとのことです。提案者は、各候補者の選任が承認された場合、各候補者との間でも同様に責任限定契約を締結いただくよう当社に求めます。
4. 候補者は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上述の理由により社外取締役として職務を適切に遂行できると提案者は判断しております。

当社取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

取締役会は、指名委員会の答申を踏まえて審議した結果、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

まず、当社の取締役会構成は取締役総数9名中6名（うち女性1名）を独立社外取締役としており、企業経営経験者、弁護士出身者など知識・経験・能力のバランスに加えてジェンダー等の観点から、独立性と多様性を確保した構成となっています。また、監査等委員会委員長、指名委員会委員長及び報酬委員会委員長は、それぞれ独立社外取締役が務めています。中長期的な企業価値の向上の実現に向けて、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

このような実効的なコーポレート・ガバナンス体制の下で、当社の取締役選任は、我が国のコーポレート・ガバナンスコードに準拠したプロセスに沿って行われます。具体的には、取締役候補者については、取締役会の諮問を受けた独立社外取締役を委員長とし、7名中6名が独立社外取締役で構成される指名委員会において審議した上で、指名委員会の答申を踏まえ取締役会で決議されます。取締役候補者の選定にあたっては、国籍や性別を問わず、また社内外の別を問わず、「当社の事業ビジョン、経営方針と価値観を理解推進し、長期的観点から企業価値の増大に貢献できること」を基準に、最もふさわしい候補を選任することを基本方針とし、多様性に配慮した取締役会の構成を図っています。

このような基本方針に照らし、社外取締役候補者の選定にあたっては、指名委員会で当社の事業ビジョンや経営戦略に対する理解と共感、リーダーシップと資質、事業推進能力と専門性、上場企業やグローバル企業における職務経験等を総合的に考慮した上で決定しております。その結果、会社提案取締役候補者を含む当社の取締役会における各取締役が有する専門分野での知識・経験・能力等については、独立社外取締役6名中5名に事業会社や上場ベンチャーキャピタルの代表取締役を務めた経験があります。監査等委員である取締役のうち1名は、信託銀行の法務部長を務めた経験のある弁護士です。また、新任の会社提案取締役候補者・CFOは、当社入社以前にも、上場企業のCFOを務めた経験のある者です。（スキル・マトリックスもご参照ください。）

以上より、当社取締役会は、資本市場を意識した経営という観点も含め、会社提案取締役候補者を含むその陣容はその多様性及びスキルバランスにおいて極めて適切であると考えます。

これに対し、株主提案における社外取締役候補者につきましては、上述のプロセスに則り、指名委員会による面談を実施した後、当社の取締役としての適格性に関して厳正な審議を行い

ました。その結果、指名委員会の答申を踏まえて、当該候補者はエンゲージメントファンド勤務経験があり資本市場の対話における一定の知見は評価できるものの、事業会社等における経営や監督経験がなく、当社の取締役として適切な経営や監督を行うことは難しいと判断いたしました。また、同氏が有する専門性に関しては、会社提案候補者の専門性と重複している事、会社提案候補者による取締役会の体制によりすでに十分な水準を確保できている事を踏まえると、同氏を会社提案候補者として追加選任する必要性は認められないとの結論に至りました。

以上の理由から、当社取締役会は、当社が本定時株主総会で提案している新取締役会の体制こそが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上の観点から最も適切かつ十分な体制であると確信しており、本株主提案による候補者1名の社外取締役としての選任は最適な選択肢ではないと判断しましたので、本株主提案に反対いたします。

当社が提案する9名の新取締役会の体制の下、新たな中期経営計画「Wacom Chapter 4」（以下、「Chapter 4」）における事業構造改革と成長戦略の実現を図ってまいります。

第5号議案 定款一部変更の件（事業構造変革監督委員会）

① 議案の要領

現行の定款に以下の章を新設し、現行定款「第6章 計算」を「第7章 計算」へ変更の上、第38条以降を、各々5条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

第6章 事業構造変革監督委員会

（事業構造変革監督委員会の設置）

第38条 当会社は、第42回定時株主総会の日後遅滞なく、2027年3月末日までの間、事業構造変革監督委員会を置く。

（事業構造変革監督委員会の組織）

- 第39条 事業構造変革監督委員会は、社外取締役である委員3名以上5名以内で組織する。当会社は、戦略検討委員会を組織するために必要となる社外取締役の員数を常に維持しなければならない。
2. 事業構造変革監督委員会に委員長を置く。社外取締役のうちに投資家の視点も踏まえた事業構造変革に関する高度の知見及び豊富な経験を有する者がある場合には、その者（当該者が2人以上ある場合にあっては、当該者の互選によって当該者の中から定める者）が委員長となる。当該者がいない場合には、委員の互選によって、委員長を定める。
 3. 事業構造変革監督委員会の委員は、社外取締役の互選によって定める。
 4. 事業構造変革監督委員会に事務局を置く。事務局は、委員長の指示により、事業構造変革監督委員会の招集の手続、事務処理及び議事録の作成を行う。

（事業構造変革監督委員会の職務）

第40条 事業構造変革監督委員会は、当会社の企業価値ひいては株主の共同の利益の最大化を図る観点から、経営陣から独立した立場で、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当会社が2024年5月9日付で公表した「ブランド製品事業 構造改革のプラン」及び、2024年10月30日付で公表した「Wacom Chapter 4に向かっての全社組織及びブランド製品事業構造改革」において記載された内容を踏まえた、次に掲げる事業計画が達成されるよう、当会社の事業構造変革に向けた取組み（同レポートにおいて記載された取組みを含む。）の適時かつ適切な実施を監督すること。

ア ブランド製品事業 営業黒字化（本社費用配賦後）

イ ボリュームゾーンの製品ポートフォリオ「てこ入れ」（低・中価格帯における商品の積極投入や既存商品のアップデートによる市場シェア回復）

ウ ブランド製品事業の構造改革に伴う組織規模・関連費用の最適化

エ 資本コストの開示

- (2) 前号の計画の達成に当たって事前に合理的に想定され得る外的・内的リスク要因（為替変動、原材料価格の変動、賃金の変動、地政学的リスク、主要な経営陣のサクセッションに係るリスクを含むが、これらに限られない。）であって、対策に一定の効果が認められるものがある場合には、経営陣による費用対効果の観点も踏まえた合理的な対策の適時かつ適切な実施を監督すること。
- (3) 第1号の取組み又は前号の対策が適時かつ適切に実施されていないと認める場合その他事業構造変革監督委員会が適当と認める場合には、取締役会に対して必要な勧告を行うこと。
- (4) その他上記各号の職務を遂行するために必要となる一切の行為

（事業構造変革監督委員会の権限等）

- 第41条 事業構造変革監督委員会は、その職務の執行に必要と認めるときは、取締役及び支配人その他の使用人に対し、報告若しくは資料の提出その他必要な協力を求め、又は意見を述べることができる。
2. 事業構造変革監督委員会は、その職務の執行に必要と認めるときは、委員以外の者を事業構造変革監督委員会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
 3. 事業構造変革監督委員会は、その職務の執行に必要と認めるときは、当会社の費用において、弁護士、コンサルタントその他の外部専門家を起用し、その助言又は援助を受けることができる。
 4. 取締役会は、事業構造変革監督委員会の勧告及び意見を尊重する。

（事業構造変革監督委員会の活動内容の開示）

- 第42条 当社は、事業構造変革監督委員会の設置期間中、少なくとも6か月に一度、事業構造変革監督委員会の活動状況を対外的に開示する。

② 提案の理由

当社の企業価値は、過去約3年間で897億円、割合にして実に60%毀損しました（経済産業省「企業買収における行動指針」の定義に従い、2022年5月18日及び2025年4月7日時点の企業価値を比較）。営業利益の大幅な下落が一因と考えられるものの（2021年3月期には134億円であった連結営業利益は、2025年3月期第3四半期までの12か月間では94億円へと27.9%減少）、企業価値の毀損が拡大・長期化している要因は、企業価値の回復に向けた特にブランド製品事業の構造改革に係る当社の取組みについて、株式市場から理解や信頼が得られていない点が要素として大きいと考えられます。

業績低迷を受け、当社は、2026年3月期～2029年3月期における営業利益約100～150億円の達成目標など一定の事業計画と、事業構造変革に向けた取組内容を開示しました（2023年5月11日付「中期経営方針 Wacom Chapter 3 アップデート 二次レポート」）。さらに、2024年5月9日付で「ブランド製品事業 構造改革のプラン」及び、2024年10月30日には、「Wacom Chapter 4に向かつての全社組織及びブランド製品事業構造改革」をそれぞれ公表するなど、特にブランド製品事業の構造改革についての取組みについてより詳細な開示を行っています。毀損した企業価値を回復するためには、これらの事業構

造改革の達成に向けて最大限の努力が尽くされ、株式市場からの理解や信頼の回復を図ることが必要です。しかし、企業価値の毀損が拡大・長期化している現状に照らせば、企業価値回復に向けた経営陣の切迫感や事業計画達成に向けたコミットメントについて、株式市場は根強い不信感を抱いていると言わざるを得ません。

そこで、事業構造変革に向けた取組み及び各種リスクへの対策が適時適切に実施されるように監督を行い、事業計画の達成可能性を高めるとともに、この点に関する株式市場の信頼を高め、毀損した企業価値の速やかな回復を実現するため、社外取締役のみで構成された監督委員会を設置することが望ましいと考えます。

加えて、当社は、グローバルでの市場占有率約60%を誇るグラフィックタブレットのリーディングカンパニーであり、本邦にあって稀有なその魅力に照らせば、当社には本来大きな本源的価値が認められるべきところ、これまで当社の株価水準にはその本源的価値が反映されておらず、当社の企業価値は株式市場において大幅に過小評価されてきたと考えます。監督委員会による監督の下、事業構造変革に向けた取組みが適切に実施されれば、毀損した企業価値の回復には留まらず、株式市場において当社の本源的価値がより広く認知され、これまで正当に評価されてこなかった潜在的価値の顕在化にも資すると考えます。

また、事業構造変革監督委員会の設置によって株主にもたらされる便益の大きさに鑑みると、その設置等のために想定される費用も軽微なものであり、また、事業構造変革に向けた取組みの実効的な監督が可能になることから、事業構造変革監督委員会を設置することによるデメリットは存しないものと考えられます。

当社取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

株主提案者が指摘する「ブランド製品事業 構造改革プラン」の進捗の監督につきまして、2024年1月の第3四半期連結決算説明で開示のとおり、ブランド製品事業を、CEO/CFO直下に組成したTask Forceチームが取締役会にも直接報告する形をとって運営しております。また、2024年6月26日開催の当社第41回定時株主総会で、既に独立社外取締役が過半数であった当社取締役会に独立社外取締役1名を追加したため取締役9名中6名が独立社外取締役となっており、また独立社外取締役6名中5名は事業会社や上場ベンチャーキャピタルの代表取締役を務めた経験がある者により構成されており、これらの経験も踏まえた客観的立場から経営への助言・監督を受けていることから、既に十分な監督体制が構築されております。

前中期経営方針「Wacom Chapter 3」の「ブランド製品事業 課題認識と構造改革の内容」として2024年5月9日の連結決算説明で開示したとおり、ブランド製品事業に係る構造

改革プランは、Task Forceからの報告をベースに取締役会で独立社外取締役を含めて十分に議論を行った上で策定しております。具体的な事業構造改革プランとしましては、①商品ポートフォリオの見直しによる売上・粗利の増加、②集中事業領域の設定による組織規模の適正化、③抜本的な販社機能統合と機能集約化による「オペレーションの軽量化」、④ペンとインクの統合体験一体化開発推進による組織規模の適正化、等を実行することで、2025年度（2026年3月期）によるブランド製品事業の黒字化、2026年度（2027年3月期）以降の売上拡大による収益貢献を目指しております。これら事業構造改革は、CEO/CFO直下のTask Forceチームが取締役会の助言・監督を随時受けながら着実に進捗させており、2025年度においては事業構造改革による約29億円の固定費削減が寄与し、ブランド製品事業においては3億円の黒字となる見通しです。

なお、事業構造改革等の経営戦略の在り方の検討のためには、経営判断のために必要な知見・能力と情報を最も兼ね備えた取締役会が、その時々における状況を踏まえて議論・検討・決定すべき事項であるところ、本株主提案は、このような事情を踏まえることなく事業構造変革監督委員会の設置を求めるものであります。また、本株主提案が定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規範である定款に記載するにはなじまないとともに、このような定款変更により、かえって経営判断及びそのプロセスの硬直性を招き、その機動性や柔軟性が損なわれるおそれがあると考えております。

以上の理由から、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

第6号議案 定款一部変更の件（買収提案の取扱い）

① 議案の要領

定款「第4章 取締役および取締役会」の章に、第33条として、以下の条文を新設し、現行第33条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（買収提案の取扱い）

- 第33条 当会社の取締役及び支配人その他の使用人は、当会社の発行する株式を取得することと当会社の経営支配権を取得すること又はこれに類する行為に係る提案（当会社の非公開化に係る提案を含む。以下本条において「買収提案」という。）を受領した場合には、速やかに取締役会に付議又は報告するものとする。ただし、当該買収提案が真摯にされたものでないことが明らかであるときは、この限りでない。
- 2 当会社の取締役会は、前項の規定による付議又は報告を受けた買収提案について、直ちに真摯に検討を行うものとする。
 - 3 当会社は、前項の検討を行うに当たっては、社外取締役のみで構成された特別委員会の設置、社外取締役のみを構成員とする会合の開催その他の公正な手続を講じるものとする。

② 提案の理由

経済産業省は、2023年8月31日、「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」を策定しました。同指針3頁が指摘するとおり、望ましい買収（企業価値の向上と株主利益の確保の双方に資する買収）が行われることは、買収による企業の成長に資するものであり、また、対象会社にとっても優れた経営戦略を選択する機会の確保や、経営に対する外部からの規律の向上にも資するものです。そのため、買収提案が行われた場合には、企業価値の向上及び株主利益の確保の観点から、適切な対応がとられることが重要となる。同指針は、買収提案の取扱いについて、以下の事項を推奨しています。

- ・ 「経営陣又は取締役は、経営支配権を取得する旨の買収提案を受領した場合には、速やかに取締役会に付議又は報告することが原則となる。買収提案が具体性を有していることに加えて一定の信用力があるにも関わらず、取締役会に付議しないことによって、望ましい買収が顕在化する機会を失わせるべきではない。」（14頁）
- ・ 「付議された取締役会では、『真摯な買収提案』に対しては『真摯な検討』をすることが基本となる。」（15頁）
- ・ 「対象会社がこうした行動（提案者注：会社の企業価値を向上させるか否かの観点から買収の是非を判断すること、及び、株主が享受すべき利益が確保される取引条件で買収が行われることを目指して合理的な努力を行うこと）を行うに当たっては、経営陣の利益相反の問題への対応や、取引条件の改善の観点から、社外取締役が重要な役割を果たす。また、個別の事案における利益相反の程度や情報の非対称性の問題の程度、対象会社の状況や取引構造の状況等に応じて、特別委員会の設置や外部のアドバイザーの助言等の公正な手続（公正性担保措置）を講じることが考えられる。」（10頁）

買収提案が行われた場合において、同指針が推奨する以上のような適切な取扱いが制度的に担保されることは、当社の企業価値の向上及び株主利益の確保の観点から重要であるため、同指針の推奨事項に沿った規定を定款に設けることを提案します。

当社取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

本株主提案が定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規範である定款に記載するにはなじまないと考えております。特に、株主提案者が主張する買収提案の取扱いについては、その時々において上場企業に求められる対応は変化していくものであり、会社の根本規範である定款に記載する場合、かえって経営判断及びそのプロセスの硬直性を招き、その機動性や柔軟性が損なわれるおそれがあると考えております。

以上の理由から、本株主提案に反対いたします。

なお、当社取締役会としましては、買収提案が行われた場合においては、会社法その他の法律及び企業買収における行動指針等の各種ガイドラインに則り、企業価値の向上及び株主利益の確保に向けて適切に対応を行います。

第7号議案 自己株式の取得の件

① 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から2026年3月31日までの間に、当会社普通株式を株式総数12,000,000株、取得価額の総額金50億円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法第461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

なお、本議案は、議案「(4) 定款一部変更の件(剰余金の配当等の決定機関)」の承認可決を条件として決議されるものとする。

② 提案の理由

当社は、2025年1月31日の「自己株式の取得に関するお知らせ」の開示において、「株主還元を重要な経営課題と認識して」おり、また、2024年11月11日に公表されたコーポレートガバナンス報告書によれば、「レバレッジの活用による資本効率も意識した株主還元を図ることを示している」とのことです。このように、当社は株主還元を経営において重要な施策として位置付けており、資本効率改善のために、有利子負債を活用した自己株式取得を含む株主還元を図りたいとしています。

もっとも、2024年12月末時点において、当社の現預金同等物は182億円と、有利子負債の金額を上回る、いわゆる「ネットキャッシュ」の状況にあり、レバレッジが活用され資本効率を意識した経営を行うどころか、レバレッジが全く活用されていないために加重平均資本コストが株主資本コストと等しい、いわば逆ザヤの状況にあります。

当社は、企業価値が過去3年で約6割減少するなど、大幅に企業価値が毀損した経営が継続しており、東京証券取引所の要請する「資本コストや株価を意識した経営」の要請に十分な配慮がされていない状況にあります。このような中、上記のような資本政策を継続していることは、最適資本構成の考え方を取締役会が十分に理解しておらず、資本効率の低迷を放置しており、このようなガバナンス体制や資本政策が、企業価値低迷の一因となっていることは明らかと言えます。

一方、現在の過小評価された株主価値を踏まえ、自己株式取得を通じて企業価値を改善することは、低迷した株価水準において株主還元を強化することのシグナリング効果はもとより、資本効率の観点からも、合理的な施策であると考えられます。

なお、自己株式取得以外の投資機会について付言すると、株価が大幅に割安となっている現状では、自己株式取得を上回る資本効率の向上効果が認められる投資機会は、そもそも限定的であると考えられます。また、現状、特にブランド製品事業を中心に急落した営業利益の回復が当社の最優先課題である中、多額の減価償却費やのれんが発生し得る投資を行うこと自体、問題もあります。加えて、上述した手元現預金の水準、有利子負債の活用余地、さらには企業価値の回復後にはエクイティでの資金調達余地もあること踏まえれば、自己株式取得を積極的に実施したとしても、将来の投資機会が不当に制約されることにはならないと考えます。

当社取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は2028年度（2029年3月期）を最終年度とする中期経営計画「Chapter 4」を策定し、企業価値向上に向けて取り組んでおります。

中期経営計画「Chapter 4」においては、売上高目標1,500億円、営業利益目標150億円、ROE目標20%以上、ROIC目標18%以上を掲げております。「Chapter 4」の各目標達成に向けて、4つのユースケースドメイン（①創る ②学ぶ/教える ③働く/楽しむ、その先へ ④より人間らしく生きる）、これらのユースケースに対して、強化/進化したブランド製品ポートフォリオ、テクノロジーモジュール及びプラットフォームを組み合わせながら事業成長を図ってまいります。ハードウェアとソフトウェア/サービスを組み合わせながら、新規事業分野（教育、医療、ヘルスケア等のDX支援等）による成長加速を目指してまいります。

このうち、戦略投資の拡大と資本政策に関しては、中期経営計画期間4か年におけるR&D控除前営業キャッシュフローは940億円のうち、成長投資としてR&D及び設備投資に620億円、技術資本提携に120億円以上を計画しております。特に株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけており、更なる株主還元の充実を図るために、「Chapter 4」の期間中総還元性向50%以上とし、配当は年間22円を下限とする累進配当に加え機動的な自己株式の取得を実施する計画としております。2025年度における株主還元計画は年間22円の配当に加え、総還元性向で50%以上となるように適宜自己株式取得を実施する予定をしております。

一方、本株主提案は約50億円の自己株式の取得を1年間で行うことを求めておりますが、この規模は、当社の会社計画の配当を合わせると、当社の2025年度利益計画に対する総還元性向は90%超となります。本自己株取得については、「Chapter 4」で計画している投資金額等のキャッシュ・アロケーションを踏まえて検討された金額ではなく、仮に本株主提案の内容を実施した場合、「Chapter 4」で計画している設備投資・成長投資などが難しくなり、結果として「Chapter 4」の計画実現が困難になると考えております。「Chapter 4」の計画実現が困難になることは、株主の皆様の中長期的な利益を損なうことになると認識しております。したがって、本株主提案の規模の自己株式の取得を1年間で行うことは、当社が成長投資を円滑に遂行する上で、適切ではないと考えております。なお、株主提案者が指摘する手元現預金に関しては月商の2か月程度であり、適正な水準にあると認識しております。

以上の理由から、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改訂の件

① 議案の要領

当社では、2015年6月26日開催の第32回定時株主総会において、監査等委員を除く取締役は年額300,000千円以内（うち社外取締役50,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、監査等委員である取締役は年額50,000千円以内と承認されていたが、2020年6月26日開催の第37回定時株主総会において、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く当社取締役（以下「対象取締役」という。）に、上記の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することが承認された（以下、改定後の株式報酬制度を「本株式報酬制度」という。）。

今般、本株式報酬制度を改定し、以下の評価制度（以下「本評価制度」という。）を追加するものとする。

【評価制度】

初回の評価期間は、2026年3月31日に終了する事業年度から2028年3月31日に終了する事業年度までの3事業年度とし、以後、毎事業年度において、当該事業年度を含む連続する直近3事業年度が評価期間となるものとする。

本評価制度に基づき各評価期間終了後に対象取締役に交付する当社普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は、（i）当社取締役会において対象取締役の役位等に応じて定められる株式数（以下「基準交付株式数」という。）に、（ii）評価期間における当社の株主総利回り（Total Shareholder Return。以下「TSR」という。）に係る業績目標達成度（以下「業績目標達成度」という。）を乗じた株式数とする。

具体的な算定式は、以下のとおりとする。ただし、評価期間に占める対象取締役の在任期間の割合等に応じて合理的な調整を行うこととする。

- ・ 交付株式数＝基準交付株式数×業績目標達成度
- ・ 基準交付株式数：当社取締役会において対象取締役の役位等に応じて定められる株式数
- ・ 業績目標達成度：評価期間末日のTSR（％）÷200（％）

※ただし、評価期間末日のTSRが200％を超える場合、評価期間末日のTSRは200％として業績目標達成度を計算するものとする。

- ・ 評価期間末日のTSR：以下の算定式に従って算定される。

$$TSR = (A+B) \div C (\%)$$

A：評価期間の末日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）

B：評価期間における当社普通株式1株当たり配当額の累計額

C：評価期間の初日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）

② 提案の理由

当社第41期有価証券報告書や当社が2024年11月11日に開示したコーポレートガバナンス報告書によれば、本株式報酬制度における具体的な支給時期及び配分の決定については、「取締役会の委任を受けた代表取締役社長及び報酬委員会委員長が決定」とのみされています。また、実際に支給された場合でも、「本制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案」（2024年7月11日付け「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」）したとの抽象的な説明がなされているのみです。

この点につき、金融庁の公表する「記述情報の開示の好事例集 2021」においては、「TSR（株主総利回り）やEPS（1株当たり利益）のように、投資家とのアラインメントの観点でKPIを設定し、その内容を具体的に開示することは有用」であることが指摘されています。また、実際に、経営トップの中長期報酬額を決定する際にTSRを指標として導入する上場企業の割合が増えており、2023年には主な上場企業100社の29%が、TSRを、中長期報酬額を決定する際の指標として導入し、前年から5ポイント上昇しているとのことです（日本経済新聞「企業トップの報酬「株主重視」TSR採用、3割に拡大」（2024年5月21日））。

また、当社は、2020年6月26日開催の第37回定時株主総会招集通知において、「当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として」、譲渡制限付株式報酬制度の導入を提案したと説明しています。このような、現在の当社の株主に対する利益還元への意識の高まり及び譲渡制限付株式報酬のそもそもの導入の経緯に照らせば、本評価制度を導入することにより、株主との価値共有の動機づけの整合性を担保することは、当社の考えとも平仄の取れたものであると考えられます。

そこで、当社においても、経営陣と株主との価値共有を深化させるべく、TSRを譲渡制限付株式報酬の指標とすることを提案します。

当社取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

取締役会は、報酬委員会の答申を踏まえて審議した結果、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社の取締役の報酬等は、その経営責任を明確にし、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして十分に機能するよう、株主と価値を共有する報酬体系としております。具体的には、当社の取締役の報酬等は、全ての取締役に對し月次に支給する基本報酬である固定報酬と、社外取締役を除く取締役を対象とする短期インセンティブ及び役員長期インセンティブにより構成しております。取締役の報酬等は、役職に応じて報酬等の総額の15%から20%を役員長期インセンティブとし、残る80%から85%を固定報酬

60%から75%、短期インセンティブ25%から40%で構成しております。

役員長期インセンティブは、当社の企業価値の持続的な向上を図るもので、株主の皆様と意識を共有するためのプログラムであります。業績連動報酬及び株価連動報酬により構成しており、実施の是非は、毎年取締役会において決議します。業績連動報酬は、付与時に業績評価期間とその期間における会社の業績目標を設定し、業績評価期間の最終年度終了後に、付与時に設定された業績目標の達成率により支給金額を算出し支給します。一方で、株価連動報酬は退任型の譲渡制限付株式報酬制度であり、対象取締役の退任時に譲渡制限を解除するものであります。

本株主提案は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式制度を改定し、Total Shareholder Return（以下、TSR）の達成度に応じた付与を求める提案であります。当社の報酬制度のうち、株価連動報酬としての譲渡制限付株式報酬制度は、前述したように、退任型の譲渡制限付株式報酬制度であり、譲渡制限付株式の付与により株主の皆様と意識を共有することが可能なものとなっております。仮に本株主提案の内容を実施した場合、現行の譲渡制限付株式報酬制度に業績要件としてTSR指標を加えることにより、市場環境次第では、対象取締役に当初想定していた株式数の付与ができず、十分なインセンティブ機能が発揮できないことが想定されます。その結果、当社の企業価値向上に向けた役員報酬制度全体の最適なバランスが失われるため、本株主提案の内容は適当ではないと考えております。

以上の理由から、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

なお、本取締役会意見の決議に先立ち、本株主提案の内容については報酬委員会で審議しております。取締役会は報酬委員会からの答申を踏まえ、取締役会意見を決議しております。

当社としましては、従前よりあるべき役員報酬制度に向けて、業績要件としてのTSR導入についても報酬委員会で検討を重ねておりました。当社取締役会は、本株主提案に反対いたしますが、本株主提案の内容を真摯に受け止めるとともに、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして十分に機能する報酬制度の在り方について、TSR要件の導入を含めて、本年度の報酬委員会及びその答申を受けた取締役会において、株主・投資家の皆様をはじめ、すべてのステークホルダーの皆様の利益に資する報酬制度の設計を継続的に検討して参ります。

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）における当社グループを取り巻く事業環境において、世界経済はロシア・ウクライナ情勢に加えて中東地域に起因した地政学的緊張が続くなか、インフレ率の鈍化と日本を除く主要国の中央銀行による金融緩和策も示され底堅い成長が見られたものの、米国の追加関税政策の発表により先行き不透明感が高まるものとなりました。このような情勢下、IT市場では、モバイル、クラウド、AI、ブロックチェーンなどに関連した技術革新や利便性向上などが見られました。なお、同期間の主要通貨に対する円相場は、各国の景気や金融・貿易政策等に対する見方を反映し、前期の平均レートと比較すると対米ドルで小幅に、対ユーロ及び対中国元で僅かに円安となりました。

このような事業環境の下、当社グループは、2021年5月12日に発表した2025年3月期を最終年度とする中期経営方針『Wacom Chapter 3』及び2023年5月11日に発表したその「アップデート・レポート」における施策に則って、ペンやインクのデジタル技術で常に市場の主導権を握り、「意味深い成長（財務的な成長だけではなく、私たちのお客様が製品・サービスのユーザー体験を通じて感じる成長であり、私たちが日々の暮らしを営む社会やコミュニティ全体が新たな学びを積み重ねていくことであり、一人一人の自己実現を通じた成長で構成される多面的な意味を持つ成長）」を目指して事業運営にあたりました。当連結会計年度では、XR（クロスリアリティ）、AI（人工知能）、セキュリティ（安全性）、教育などといった成長分野において、事業モデルを一段と進化させるための戦略を協業パートナーと推し進めるとともに、生産性やコスト構造の改善にも努め、経営判断の質の向上を通して経営課題に取り組みました。

ブランド製品事業については、創造性発揮のための最高体験をお客様にお届けするため、技術革新に取り組むとともに、顧客サービスの向上に努めました。当連結会計年度では、主力のクリエイティブソリューションにおいて、ディスプレイ製品、ペンタブレット製品ともに売上高が前期を下回ったことから、ブランド製品事業全体としての売上高は、前期を下回りました。

テクノロジーソリューション事業については、デジタルペン技術（アクティブES：Active Electrostatic、EMR：Electro Magnetic Resonance）の事実上の標準化に取り組むとともに、タブレット・ノートPC市場での利用拡大や教育市場での事業機会の拡大に努めました。当連結会計年度では、AESテクノロジーソリューションの売上高が前期を下回りましたが、EMRテクノロジーソリューションの売上高が前期を上回ったことから、テクノロジーソリューション事業全体としての売上高は、前期を上回りました。

中期経営方針の戦略軸に沿った全社的な取り組みとしては、当社グループの事業を取り巻く環境が大きく変化し、事業構造を変革させる必要が生じているとの認識の下で、当連結会計年度を中期経営方針『Wacom Chapter 3』の「事業構造変革期間（2024年3月期から2025年3月期まで）」の最終年度と位置付けました。ブランド製品事業においては、商品ポートフォリオの刷新を含む構造改革に取り組み、2024年4月には新しいユースケース「ポータブルクリエイティブ」を確立すべく「Wacom Movink（ワコムムービング）13」を、2025年2月には小型化と高精度に刷新したフラッグシップペンタブレット「Wacom Intuos Pro（ワコム インテュオス プロ）」を発表しました。また、企業価値の中長期的な向上を目指す観点からは、当社グループが持つデジタルペンの技術価値や各要素を「ペンとインクの統合体験」として市場実装すべく、次世代の成長エンジンとなる技術開発を推進し、積極的な投資を行っております。2024年11月には、多様な領域のパートナーと共創するコミュニティイベント「Connected Ink（コネクテッド・インク）2024」を開催し、最新のデジタルインク・テクノロジーを駆使した教育向けサービスやクリエイターの権利保護などの開発状況などを発表しました。また、学びや医療等も含む様々な分野での協業関係を更に深化させるため、AI技術を活用したソリューションなどを開発する株式会社Preferred Networks（プリファードネットワークス）の第三者割当増資を引き受け2024年11月に1,000百万円を出資しました。学びやビジネスシーンを含む様々な分野での新たなプラットフォームを展開するためIoTソリューションを提供するJENESIS（ジェネシス）株式会社の株式を2025年3月に20百万円で取得しました。

サステナビリティの取り組みについても、当社グループは、気候変動問題を環境経営における重要な課題として捉え、温室効果ガスの削減に向けて、気候変動が事業環境に及ぼすリスクや機会を踏まえた事業活動を行っております。その一環として、ステークホルダーに対してより信頼性、透明性の高いデータを開示するため、2024年8月には、2024年3月期の温室効果ガス排出量データ（Scope 1,2,3）について、国際基準に準拠した第三者検証による第三者保証報告書を取得し、2024年10月には、温室効果ガス排出削減目標について、SBTi（Science Based Targets initiative）によるSBT短期目標の認定を取得しております。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高が115,680,799千円（前期比2.6%減）、営業利益は10,209,629千円（同44.7%増）、経常利益は10,394,303千円（同5.5%増）、また、特別損失において、主にブランド製品事業における事業構造改革の実施に伴い発生した特別退職金等の事業構造改善費用3,090,227千円（同432.9%増）を計上したことなどが影響し、親会社株主に帰属する当期純利益は5,224,744千円（同14.5%増）となりました。

売上高

115,681 百万円
(前期比2.6%減)

営業利益

10,210 百万円
(前期比44.7%増)

経常利益

10,394 百万円
(前期比5.5%増)

親会社株主に帰属する当期純利益

5,225 百万円
(前期比14.5%増)

セグメントの業績は、次のとおりであります。

ブランド製品事業

■ クリエイティブソリューション

クリエイティブソリューションは、市場環境の変化による影響を受けるなか、ディスプレイ製品、ペンタブレット製品ともに販売が減少し、前期の売上高を下回りました。

・ディスプレイ製品

プロ向けモデルは、2024年4月に新製品を投入したことで需要が増加したことなどから前期の売上高を上回りました。プロ向けモデル以外は、消費者行動の変化等の影響により前期の売上高を大幅に下回りました。これらの結果、ディスプレイ製品全体の売上高は、前期を下回りました。

・ペンタブレット製品

プロ向けモデルは、2025年3月に新製品を投入しましたが、旧モデルの終息及び買い控えの影響もあり前期の売上高を小幅に下回りました。プロ向けモデル以外は、一部モデルの販売終了などにより前期の売上高を下回りました。これらの結果、ペンタブレット製品全体の売上高は、前期を下回りました。

■ ビジネスソリューション

ビジネスソリューションは、金融・医療・官公庁などの需要が堅調に推移しましたが、全体の売上高は、前期を僅かに下回りました。

これらの結果、ブランド製品事業の売上高は28,744,774千円（前期比15.0%減）、セグメント損失は2,879,178千円（前期はセグメント損失4,520,456千円）となりました。

テクノロジーソリューション事業

■ AESテクノロジーソリューション

市場環境の変化による影響を受けるなか、AESテクノロジーソリューション全体の売上高は、前期を小幅に下回りました。

■ EMRテクノロジーソリューション他

OEM提供先の需要が増加したことから、EMRテクノロジーソリューション全体の売上高は、前期を小幅に上回りました。

これらの結果、テクノロジーソリューション事業の売上高は86,936,025千円（前期比2.3%増）、セグメント利益は18,495,277千円（同12.2%増）となりました。

② **設備投資の状況**

該当事項はありません。

③ **資金調達の状況**

該当事項はありません。

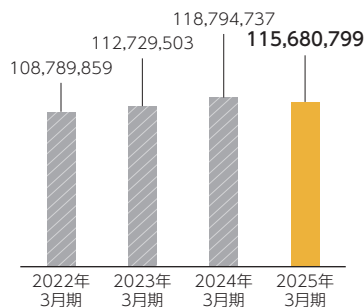
④ **重要な企業再編等の状況**

該当事項はありません。

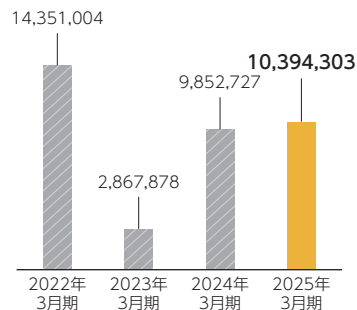
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第39期 (2022年3月期)	第40期 (2023年3月期)	第41期 (2024年3月期)	第42期 (2025年3月期)
売上高 (千円)	108,789,859	112,729,503	118,794,737	115,680,799
経常利益 (千円)	14,351,004	2,867,878	9,852,727	10,394,303
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	10,954,987	1,792,138	4,561,615	5,224,744
1株当たり当期純利益 (円)	67.98	11.34	29.64	36.97
総資産 (千円)	73,332,474	75,278,772	79,619,657	70,771,224
純資産 (千円)	43,503,052	40,489,664	35,968,223	30,859,475
1株当たり純資産 (円)	273.65	259.15	247.64	229.43

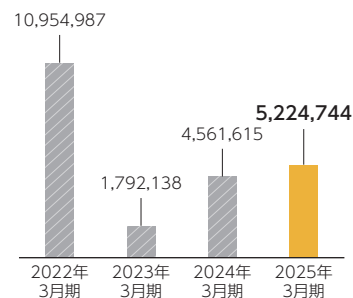
■ 売上高 (千円)



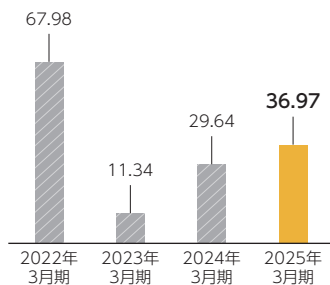
■ 経常利益 (千円)



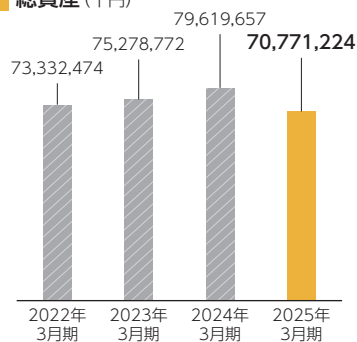
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)



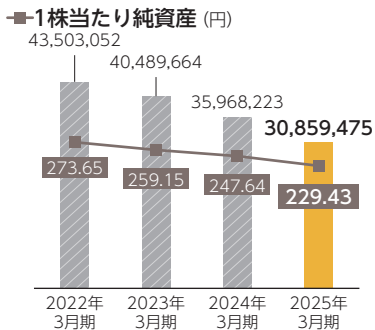
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (千円)



■ 純資産 (千円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ワコムヨーロッパ	557,648千円	100%	当社電子機器製品の販売及び開発
ワコムテクノロジー	1,020,249千円	100%	当社電子機器製品の販売及び開発

(4) 対処すべき課題

当社は、2022年3月期～2025年3月期を対象期間とするグループ中期経営方針『Wacom Chapter 3』の期間が終了し、新中期経営計画『Wacom Chapter 4』に向けた展望とともに、以下のとおり『Wacom Chapter 3』及び2023年5月11日に発表したその「アップデート・レポート」に則って事業を展開し、業績改善に向けた事業構造改革に取り組んでまいりました。

当社が、人間と社会にとって意味のある体験を、ワコムの技術を通して長い期間ご提供し続け、この世界を少しでも人間的なものにすることに寄与すべく、『Wacom Chapter 3』において「Life-long Ink」のビジョンを掲げて設定した5つの戦略軸については変更せず、今後も維持発展させていく所存です。

1) Technology Leadership (ワコムの提供価値の源泉である技術革新に注力)

新たなユースケースに対応した商品ポートフォリオ刷新の一環として、当社初の有機ELペンタブレット『Wacom Movink』を上市し、異なる場所や姿勢で常にクリエイティブに向き合うプロクリエイター並びにデザインやアートを学ぶ学生の皆様の期待に応える、まったく新しいカテゴリーの製品を通じた創作体験をご提供しています。

2) Community Engagement (コミュニティと深く連携し、価値ある体験を形成)

新しい技術を共同開発していく技術コミュニティ、新しいビジネスを開拓していくビジネスコミュニティ、そして新しい文化体験を創出していく文化コミュニティ等、多岐に亘るコミュニティとの連携を推進中です。

3) New Core Tech, New Core Value Proposition (新しいコア技術をもとに新しい価値を創造)

デジタル手書きの技術をXR（クロスリアリティ）、AI（人工知能）、セキュリティ（安全性）の三分野にて掛け合わせるにより新たな体験価値を提供すべく、具体的な技術開発を推進中です。XR分野では独自のメタバース空間を立ち上げると同時に「空間描画」を可能にするWacom VR Penの開発を進め、AI分野では株式会社Z会との共同開発を通じて生徒の試行錯誤を可視化する同社の新しい学習体験サービスの拡充、拡大に貢献、セキュリ

ティ分野ではクリエイターの権利を守るサービス『Wacom Yuify』のオープンベータ版の提供（描画アプリケーションサービス事業者への展開）を開始しています。また、リモート環境でも限りなくローカルPCでの作業と同じペン入力体験を可能にするプロクリエイター向けの革新的なテクノロジーソリューション『Wacom Bridge』のオープンベータ版の提供も開始しています。

4) Technology Innovation for Sustainable society（技術で持続可能な社会の発展に貢献）

商品開発、技術開発の一環として、修理しやすい構造の追求、リサイクルしやすい金属部品やリサイクルプラスチックの活用、商品箱の簡易化やリサイクル素材の活用といった即効性のあるものに加えて、アカデミアとの共同研究を通じて環境ケア新素材の開発にも取り組んでいます。

5) Meaningful Growth（財務的な成長に加えて、多面的な意味を持つ成長を目指す）

私たちは、技術をもとに製品・サービスのユーザー体験を通じてお客様に価値を届けることがワコムの存在意義であり、それを一社だけではなくそれぞれのコミュニティのメンバーとともに学び合いながら実現させていくことが、社会の成長に貢献することにつながっていると信じています。Meaningful Growthを具現化する体験として毎年11月にコミュニティイベント「Connected Ink」を開催すると同時に、その思いを皆様により深く理解していただくための一環として当社の価値提供と取り組みをとりまとめ、2023年5月10日に発行した『Wacom Story Book』について、重要課題を中心にアップデート版の制作に取り掛かっています。

当社は、引き続き下記の課題等に対処しながら、「Life-long Ink」のビジョンを達成してまいります。

1. ブランド製品事業の構造改革と商品ポートフォリオの強化
ブランド製品事業の構造改革による固定費の削減、商品ポートフォリオの強化、販路マネジメントの改善などを通じて、収益の改善に取り組んでまいります。
2. 新技術領域の事業化と収益化
AI、XR、セキュリティなどの新技術を活用したデジタルインクサービスの立ち上げを進めていますが、これらの技術を活用した事業領域の拡大と収益化に取り組んでまいります。
3. グローバル市場での競争力強化とオペレーション効率化
グローバルメーカーとの競争や為替相場の変動、サプライチェーンの地域リスクなど、グローバル市場での競争力強化とオペレーション効率化という課題に取り組んでまいります。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント (2025年3月31日現在)

当社グループの事業は、製品別に構成しており、以下のとおりとなっております。

① ブランド製品事業

電子機器製品及び関連するソフトウェアの開発・製造・販売

② テクノロジーソリューション事業

デジタルペン、マルチタッチセンサー及びタッチパネルなどの部品及びモジュールの開発・製造・販売

主要な製品は、次のとおりであります。

事業	主要製品	売上高 (千円)	売上構成比率 (%)
ブランド製品事業	ペンタブレット、モバイル、ディスプレイ、デジタル文具、液晶サインタブレット、液晶ペンタブレット	28,744,774	24.8
テクノロジーソリューション事業	デジタルペン、マルチタッチセンサー、タッチパネルの部品及びモジュール	86,936,025	75.2

(6) 企業集団の主要拠点等 (2025年3月31日現在)

本社・工場 埼玉県加須市豊野台二丁目510番地1
支社 東京支社 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー31階
営業所 大阪営業所 (大阪市)
子会社 ワコムヨーロッパ (ドイツ連邦共和国)
ワコムテクノロジー (アメリカ合衆国)
ワコムチャイナ (中華人民共和国)
ワコムコリア (大韓民国)
ワコムオーストラリア (オーストラリア連邦)
ワコムホンコン (中華人民共和国)
ワコムシンガポール (シンガポール共和国)
ワコムタイワンインフォメーション (台湾)
ワコムインドア (インド共和国)
ワコムベトナムサイエンスアンドテクノロジー (ベトナム社会主義共和国)

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ブランド製品事業	451 (62) 名	75名減 (6名減)
テクノロジーソリューション事業	374 (62)	15名増 (6名増)
全社 (共通)	181 (25)	－ (4名減)
合 計	1,006 (149)	60名減 (4名減)

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、派遣社員を含む。）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 「全社（共通）」は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の使用人数であります。

3. ブランド製品事業の従業員数が前連結会計年度末と比べて75名減少しておりますが、主な要因は、事業構造改革を実施し組織規模の最適化を図ったことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
415 (119) 名	7名減 (2名増)	45.4歳	11年1ヶ月

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、派遣社員を含む。）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	5,000,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,000,000千円
株式会社埼玉りそな銀行	2,000,000千円
三井住友信託銀行株式会社	4,000,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 552,000,000株
- ② 発行済株式の総数 146,000,000株
- ③ 株主数 19,560名
- ④ 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	22,107,400株	16.43%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	9,934,000株	7.38%
SAMSUNG ELECTRONICS SINGAPORE PTE. LTD.	8,398,400株	6.24%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	6,061,370株	4.50%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	4,981,700株	3.70%
AVI GLOBAL TRUST PLC	3,888,600株	2.89%
山田正彦	3,768,000株	2.80%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	3,465,532株	2.57%
株式会社ウィルナウ	2,975,300株	2.21%
JUNIPER	2,258,400株	1.67%

(注) 1. 当社は、自己株式11,495,186株を保有しておりますが、上記からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式11,495,186株を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2020年6月26日に開催した第37回定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2024年7月11日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月1日付で取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）3名に対し当社株式33,903株を交付しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	井出信孝	チーフエグゼクティブオフィサー 一般社団法人コネクテッド・インク・ビレッジ代表理事 一般社団法人アニメシステムコミュニティ代表理事
取締役	山本定雄	チーフテクノロジーオフィサー
取締役	小峰明武	テクノロジーソリューション事業担当
取締役	稲積憲	ピルボックスジャパン株式会社代表取締役
取締役	稲増美佳子	一般財団法人One Drop Ocean財団代表理事
取締役	中嶋崇史	株式会社リクロスエクспанション代表取締役
取締役（常勤監査等委員）	東山茂樹	
取締役（監査等委員）	細窪政	グレートアジアキャピタル&コンサルティング合同会社代表社員
取締役（監査等委員）	小野祐司	弁護士 管理者トラスト株式会社代表取締役

- (注) 1. 取締役稲積憲氏、稲増美佳子氏及び中嶋崇史氏並びに取締役（監査等委員）東山茂樹氏、細窪政氏及び小野祐司氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）小野祐司氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役稲積憲氏、稲増美佳子氏及び中嶋崇史氏並びに取締役（監査等委員）東山茂樹氏、細窪政氏及び小野祐司氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために東山茂樹氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、その負担すべき損害賠償責任の限度額を100万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額とする旨の責任限定契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役及び当社子会社の役員であり、被保険者は、保険料を負担しておりません。被保険者の業務遂行に関連して損害賠償請求を受けたことによって被る経済的損害を、当該保険によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の違法行為に起因する損害賠償請求については填補の対象としないこととしております。

④ 取締役に対する報酬等の総額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会決議により、以下のとおり、取締役の報酬等又はその算定方法の決定に関する方針を定めております。

取締役の報酬等の総額は、株主総会において決議します。

5名の社外取締役で組織する報酬委員会が、当社と同程度の規模である他社の役員報酬や、外部の調査機関が実施している役員報酬に関する調査の結果等を参考に、取締役（監査等委員を除く。）の個別の報酬の算定方法の原案を作成し、取締役会に提案します。取締役会は、報酬委員会の提案内容を審議の上決議し、各取締役（監査等委員を除く。）に支給する個別の額の決定を代表取締役社長及び報酬委員会委員長に委任します。

当社の取締役の報酬は、全ての取締役にに対し月次に支給する基本報酬である固定報酬と、社外取締役を除く取締役を対象とする短期インセンティブ及び役員長期インセンティブにより構成しております。取締役の報酬は、役職に応じて報酬総額の15%から20%を役員長期インセンティブとし、残る80%から85%を固定報酬60%から75%、短期インセンティブ25%から40%で構成しております。

短期インセンティブは、会社業績部分と個人業績部分で構成する業績連動報酬（賞与）であり、毎年1回一定の時期に支給します。会社業績部分は、単年度の業績目標、個人業績部分は、個人の業績評価に基づいて算定し、達成率により0%から200%の間で支給します。

役員長期インセンティブは、当社の企業価値の持続的な向上を図るもので、株主の皆様と意識を共有するためのプログラムであります。業績連動報酬及び株価連動報酬により構成し

ており、実施の是非は、毎年取締役会において決議します。各プログラムの役員長期インセンティブ全体における比率は、報酬委員会の提案を受け取締役会において決議します。業績連動報酬は、付与時に業績評価期間とその期間における会社の業績目標を設定し、業績評価期間の最終年度終了後に、付与時に設定した業績目標の達成率により支給金額を算出し支給します。業績目標は、報酬委員会の提案を受け取締役会において決議します。株価連動報酬は、譲渡制限付株式報酬制度であり、対象取締役に対し、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に給付させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、取締役退任時に譲渡制限を解除するものであります。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は、取締役会の委任を受けた代表取締役社長及び報酬委員会委員長が決定しております。

また、取締役会は、報酬委員会が上記の方針に基づいて作成した取締役報酬の原案を取締役会で確認し決議しておりますので、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容がその決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (固定報酬)	業績連動報酬等 (賞与)	非金銭報酬等 (譲渡制限付株式)	
取締役 (監査等委員を除く)	232,388	143,324	60,414	28,650	8
取締役 (監査等委員)	31,323	31,323	－	－	4
合 計 (うち社外役員)	263,711 (57,643)	174,647 (57,643)	60,414 (－)	28,650 (－)	12 (7)

- (注) 1. 業績連動報酬等の財務指標は、主として連結営業利益であります。当該指標を選択した理由は、当社において重要な経営指標として認識しているためであります。業績連動報酬等の額は、連結営業利益の目標値に対する達成度合いに基づいてあらかじめ定めた算定方法に従って決定しております。当事業年度における連結営業利益の実績値は10,210百万円であります。
2. 非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬制度において割り当てられる当社の株式であり、その割り当ての際の条件等は「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。当事業年度における交付状況は「2. 会社の現況 (1) 株式の状況 (2025年3月31日現在) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第32回定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は5名（うち社外取締役が1名）であります。また、この報酬枠とは別枠で、2020年6月26日開催の第37回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員を除く。）に対し、新たに譲渡制限付株式を割り当てるための金銭報酬債権を支給することとし、その金銭報酬債権を年額50,000千円以内と決議しております。なお、原則として、譲渡制限付株式制度により当社が発行し又は処分する普通株式の総数は年200,000株以内とし、1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値としております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く。）の員数は4名であります。

4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第32回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。
5. 取締役会は、報酬委員会が作成した取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の方針、制度、算定方法に関する提案に基づき個別の報酬等の額の算定方法を決議し、取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の個別の額の決定を代表取締役社長井出信孝と取締役（監査等委員）兼報酬委員会委員長東山茂樹に対し委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が適しており、その権限がより適切に行使されるようにするため、その決定権者に報酬等の方針、制度、算定方法の原案を作成する報酬委員会委員長を加えることが適していると判断したためであります。
6. 当社は、2010年6月24日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

二. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

- ・ 稲積憲氏は、ピルボックスジャパン株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、兼務先と当社との間に、特別の関係はありません。
- ・ 稲増美佳子氏は、一般財団法人One Drop Ocean財団の代表理事を兼務しております。なお、兼務先と当社との間に、特別の関係はありません。
- ・ 中嶋崇史氏は、株式会社リクロスエクスパンション、株式会社球磨村森電力、株式会社五木源電力、株式会社ティーダパワー、株式会社九州てっぺんエナジー及び株式会社のおがたエナジーの代表取締役を兼務しております。なお、兼務先と当社との間に、特別の関係はありません。
- ・ 細窪政氏は、グレートアジアキャピタル&コンサルティング合同会社の代表社員を兼務しております。なお、兼務先と当社との間に、特別の関係はありません。
- ・ 小野祐司氏は、管理者トラスト株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、兼務先と当社との間に、特別の関係はありません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	稲積憲	当事業年度に20回開催された取締役会の全てに出席いたしました。 取締役会では、会社経営者としての知識や視点に基づき、当社事業の方針や目標の策定に対して助言いただき、経営全般に関しても適正性確保の観点から積極的に発言いただいております。 また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、取締役候補者選定や取締役報酬について、独立した立場から助言いただいております。
社外取締役	稲増美佳子	当事業年度に20回開催された取締役会の全てに出席いたしました。 取締役会では、経営学の知識や、企業研修等のコンサルタント及び企業経営者としての経験に基づき、当社事業の方針に対する助言をいただき、企業活動の適正性に関して積極的に発言いただいております。 また、指名委員会委員長として取締役候補者選定の中心となり、報酬委員会委員として、取締役報酬について、独立した立場から助言いただいております。
社外取締役	中嶋崇史	社外取締役就任後に13回開催された取締役会の全てに出席いたしました。 取締役会では、環境やエネルギーの専門家としての知識や、企業経営者としての経験に基づき、当社のSDGsへの取り組みやサステナビリティ経営に関して積極的に発言いただいております。 また、指名委員会委員として取締役候補者選定について独立した立場から助言いただいております。
社外取締役 (監査等委員)	東山茂樹	当事業年度に20回開催された取締役会及び13回開催された監査等委員会の全てに出席いたしました。 取締役会では、海外現地法人の経営や人事部門責任者としての経験に基づき、企業活動の適法性、適正性確保の観点から積極的に発言いただいております。 また、監査等委員会委員長として監査等委員会監査を主導し、報酬委員会委員長として取締役報酬について主導的役割を担い、指名委員会委員として取締役候補者選定について、独立した立場から助言いただいております。
社外取締役 (監査等委員)	細窪政	当事業年度に20回開催された取締役会及び13回開催された監査等委員会の全てに出席いたしました。 取締役会及び監査等委員会では、国内及び海外での投資、事業支援及び事業会社の社外取締役としての経験及び知識に基づき、企業活動の適法性、適正性確保の観点から積極的に発言いただいております。 また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、取締役候補者選定や取締役報酬について、独立した立場から助言いただいております。
社外取締役 (監査等委員)	小野祐司	社外取締役就任後に13回開催された取締役会及び10回開催された監査等委員会の全てに出席いたしました。 取締役会及び監査等委員会では、弁護士としての法律の知識及び経験に基づき、企業活動の適法性確保の観点やコンプライアンスの観点から、積極的に発言いただいております。 また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、取締役候補者選定や取締役報酬について、独立した立場から助言いただいております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 PwC Japan有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57,850千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57,850千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、過去の実績等も勘案し会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

⑤ 当社子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社であるワコムヨーロッパ及びワコムテクノロジーは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての取締役会の決議の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 企業活動の基本方針として、ビジョンを定め、法令と社会倫理の遵守及び社会への貢献を企業活動の前提とし、企業文化の基礎とすることを徹底する。また、代表取締役社長であるグループCEOを中心として当社グループ全体の活動をもってその定着と推進に取り組む。
2. 会社法に基づき取締役会と監査等委員会を設置する。取締役会は、取締役会規則により運営され、法令・定款に適合した内部統制の構築と推進、経営方針及び事業計画の策定と実施に責任を持つ。監査等委員会は、監査等委員会規則に基づき運営され、取締役の意思決定及び業務執行を監視する。
3. 社外取締役を委員長とし、過半数を社外取締役で構成する指名委員会及び報酬委員会を設置する。指名委員会は、取締役及び重要な経営幹部の選任について、取締役会に対し助言または提言を行う。報酬委員会は、取締役報酬制度及び各取締役の報酬について、取締役会に対し助言または提言を行う。
4. 取締役会は、取締役及び使用人が法令等及び健全な社会規範の下に職務を遂行するための基礎として「Wacom Code of Ethics and Business Conduct（ワコム倫理・行動規範）」を定め、その遵守・徹底を図る。特に、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で臨む。
5. 取締役会は、指名委員会の提言に基づき代表取締役社長を選定し、代表取締役社長は、グループ会社全体の業務執行を統括するグループCEOを兼務する。グループCEOは、取締役会の方針の下、グループ会社の経営戦略の立案と経営計画の立案・実施、内部統制の推進・強化に責任を持つ。
6. グループ経営及び業務執行の責任の明確化及び効率化を図るために、各部門に責任者を置く。各部門の責任者は、グループCEOを補佐して経営戦略の立案と実施に貢献する。また、ビジョンの下、担当部門においての業務執行に責任を持つとともに、内部統制の推進及び強化に対し責任を持つ。
7. 当社グループの内部統制を総合的に推進し、実効性あるものとするために、コーポレートアドミニストレーションは、会社法及び金融商品取引法等関係法令に従い業務執行に関する内部統制全般の整備と体制の維持を行う。
8. グループCEOの直轄部署として、内部監査及び内部統制の評価を担当するインテナル オーディットを設置し、法令・定款・規則・規程等の遵守並びに業務執行を監査する。また、内部統制上の課題を把握し、該当部門への業務改善勧告・指導を行うとともに、グループCEOに対し報告を行う。
9. 関係会社の内部統制の推進と強化は、各関係会社の代表者がこれを行う。
10. グループCEOの下にエグゼクティブ コミットティを設置する。エグゼクティブ コミットティは、事業戦略及びその進捗に関する会議を定期的開催し、事業計画の進捗と業務執行に関する課題を検討し、必要な対応を行う。また、ビジョンの下、ブランドの維持、促進を図るとともに、当社グループの中長期的な成長と年度目標達成のための戦略を策定する。
11. グループCEOを委員長とするポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミットティを設置し、規則・規程等の整備、業務プロセスの整備、情報セキュリティ、その他の内部統制に関する重要な課題の把握・審議を行い、その結果に応じ対応策の実施、又は必要な通知、指導を取締役及び使用人に対して行う。
12. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人がコンプライアンス上の問題等を発見した場合に通報及び相

談を行うことができる窓口として、社外第三者機関によるWacom Speak-up Lineを設置し、内部統制の維持と自浄プロセスの向上を図るものとする。通報は、原則として匿名を可能とし、通報者がそのことによる不利益を受けないことを確保する。

13. グループCEOを委員長とするヒューマン リソース コミッティを設置する。使用人の法令・定款・規則・規程等の違反行為について必要な調査を行い、就業規則、その他の規程に基づき適切な処分を行い、その再発防止を図る。
14. 取締役の法令違反等については、グループCEOが取締役会及び監査等委員会に速やかに報告し、取締役会の指示決定に従うものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 文書管理に関する規則（以下、「文書管理規程」という）を定め、次の各項に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連文書とともに保存するものとする。
 - ・株主総会議事録 ・取締役会議事録 ・エグゼクティブ コミッティ議事録
 - ・ポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティ議事録
 - ・コンプライアンス アンド リスク コミッティ議事録
 - ・ヒューマン リソース コミッティ議事録 ・内部監査報告書
 - ・その他、法令・文書管理規程に定める文書
2. 上記文書の保管期間と保管部署に関しては、法令に別段の定めのない限り、文書管理規程で各文書の種類ごとに定めるところによるものとする。
3. 上記文書の保管場所及び保管方法は文書管理規程に定めるところによるものとし、取締役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. ディリゲーション オブ オースリティー（DOA）、その他の規程により業務決裁に関するプロセス・権限の明確化を行い、相互牽制によるリスク削減に努める。
2. インターナル オーディットは、インターナル オーディット ポリシーに定めるところにより当社グループの業務活動が法令・定款・規則・規程等に準拠し、実行されているかについて監査を行う。また、内部統制上の課題を把握し、該当部門への業務改善勧告・指導を行うとともに、グループCEOに対し報告を行う。
3. ポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティは、定期的に規則・規程等の整備、業務プロセスの整備、情報セキュリティ、その他の内部統制に関する問題の把握・検討を行い、その結果に応じ対応・改善策を立案し実施する。また、取締役及び使用人に対し必要な通知又は指導を行う。
4. コンプライアンス アンド リスク コミッティは、グローバルなリスク分析、災害への対応計画の策定、緊急連絡網の整備やその他のリスク管理に関わる対応を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社グループは、取締役の業務執行権限を各部門の責任者に委譲する。これにより、取締役は、経営の迅速化・監督機能の強化等経営機能に専念し事業の構造改革を迅速かつ効率的に進める。
2. 取締役会は、原則として月1回開催し、経営方針の決定とその実施に関する計画の立案と進捗に関しての検討を行う。また、中期経営計画を決定し、毎期の事業計画と予算を承認し、月次及び四半期ごとに業績及び進捗を管理する。

3. エグゼクティブ コミッティは、事業計画の進捗と業務執行に関する課題を実務的な観点から検討し、必要な対応を行う。また、ビジョンの下、ブランドの維持、促進を図るとともに、当社グループの中長期的な成長と年度目標達成のための戦略を策定し、その実現を主導する。
- ⑤ **当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
1. グループCEO、各部門の責任者及び各関係会社の責任者は、ビジョンを全社に推進し、法令と「ワコム倫理・行動規範」の遵守及び社会への貢献を企業経営の前提として徹底する。
 2. グループCEO及び各部門の責任者は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有する。
 3. 各関係会社の責任者は、内部統制の推進と強化を図り、業務の適正を確保する。
 4. グループCEOは、当社グループの財務報告の適正性を確保するために、同報告に係る内部統制システムの構築を行い、その整備・運用を評価する。
 5. 監査等委員は、法令及び定款に基づき関係会社の監査を適宜実施し、その結果に応じて内部統制の改善策の勧告・指導、実施の支援・助言を行う。
 6. インターナル オーディットは、グループCEOの指示により、関係会社の内部監査を適宜実施し、その結果に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- ⑥ **監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**
- インターナル オーディットは、監査等委員会との連携により監査等委員の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会へ報告する。
- ⑦ **監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役からの独立性等に関する事項**
- 監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その業務を取締役、インターナル オーディット責任者等の指揮命令に優先するものとする。また、グループCEO及び各部門の責任者は、監査業務の円滑な実施のために必要な業務上の調整と支援を行わなければならない。
- ⑧ **取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**
- 取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある事項、内部監査やポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティで検討された内部統制上の重要な指摘や課題事項などを速やかに報告するものとする。
- ⑨ **監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- 監査等委員からその職務の執行に関する費用の前払い又は支出した費用の償還の請求があったときは、速やかにこれに応じるものとする。
- ⑩ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- 監査等委員会は、監査計画や監査方針に関して年度計画を策定しグループCEOと協議する。また、インターナル オーディットと重点監査内容の調整などを行い、監査効率の向上を図る。さらに、監査等委員会は、グループCEO及び会計監査人である監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度に実施した当社グループにおける運用状況のうち主なものは以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に関する取組み

当社取締役会は、第42期（2025年3月期）には20回開催しました。各取締役が経営課題や業務執行に関して適宜意見を述べ、活発な議論をしています。また、取締役会以外に取締役が重要事項を討議する場を設け、より適正で効率的な会社運営を可能とするように努めています。この取り組みにより、取締役間のコミュニケーションを促進し、企業理念や経営課題に対する共通認識が深化しており、ひいては取締役会の審議の実効性が高まっています。また、取締役会のさらなる実効性の向上を目指し、取締役の自己評価による取締役会の実効性評価を実施しました。

② 監査等委員の職務の執行に関する取り組み

当社監査等委員会は、第42期（2025年3月期）には13回開催し、取締役の意思決定及び業務執行を監視しています。監査等委員会は、監査計画や監査方針に関して年度計画を策定しグループCEOと協議するとともに、当社グループの内部監査を行うインターナル オーディットと重点監査内容の調整等を行い、監査効率の向上に努めています。さらに、監査等委員会は、グループCEO及び会計監査人である監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しています。また、常勤の監査等委員を置くことで円滑な情報収集を図るとともに、取締役会、インターナル オーディット及び各部門と連携し職務の執行をしています。

③ 業務執行の適正性の確保と効率性の向上のための取り組み

当社グループでは、業務執行の適正性の確保と効率性を向上するために、業務決裁に関するプロセスと権限を明記したディリゲーション オブ オーソリティーを定めており、その運用状況は、インターナル オーディットによる内部監査で確認しています。また、グループCEO及び各部門の責任者が出席し、事業戦略及び計画の進捗と業務執行に関する課題解決を検討するエグゼクティブコミッティ、当社グループのポリシー等の規程類や業務プロセスの整備等を検討するポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティ等の会議を定期的に開催しました。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社の株主還元については、将来の事業展開と財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の継続と機動的な自己株式取得を基本方針としております。

内部留保については、中長期的な企業価値の増大に向けて、お客様との関係強化や技術革新につながる施策を中心に経営資源を継続的に投下することで有効活用するとともに、今後の経営環境の変化に積極的に対応していくためには、引き続き財務の健全性を注視していく必要があると認識しております。

当事業年度における配当方針については、適正な財務の健全性を確保することを前提にしつつ、連結ベースの配当性向が目安である30%程度を上回る場合でも、原則安定的な1株当たりの配当額を維持し、1株当たり配当額の中長期的な増加を通じた利益還元に努めることとしております。

上記方針に基づき、当事業年度については、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案し、1株当たり配当金を22円00銭とすることとしました。

自己株式取得については、投資機会、資本効率、株価水準等を総合的に勘案した上で、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策として遂行してまいります。当事業年度においては、75億円（10,772,900株）の自己株式の取得を実施しました。また、6,000,000株の自己株式を消却しております。

株主優待制度については、配当や自己株式取得以外での利益還元を望まれない株主様もいらっしゃると思いますので、公平性の観点から導入せず、現金配当と自己株式取得による利益還元を継続する方針であります。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	56,498,349
現金及び預金	24,364,228
売掛金	11,603,512
商品及び製品	7,063,156
仕掛品	332,268
原材料及び貯蔵品	5,688,020
未収入金	4,434,805
その他	3,028,292
貸倒引当金	△15,932
固定資産	14,272,875
有形固定資産	4,368,937
建物及び構築物	723,350
機械装置及び運搬具	1,113,611
土地	1,063,061
その他	1,468,915
無形固定資産	1,331,663
その他	1,331,663
投資その他の資産	8,572,275
投資有価証券	3,167,139
繰延税金資産	4,630,363
その他	774,773
資産合計	70,771,224

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	31,028,169
買掛金	11,109,645
短期借入金	5,000,000
未払金	4,510,202
未払法人税等	551,284
契約負債	615,821
賞与引当金	1,327,298
役員賞与引当金	60,414
製品保証引当金	170,442
買付契約評価引当金	1,754,296
事業構造改善引当金	73,723
資産除去債務	11,231
その他	5,843,813
固定負債	8,883,580
長期借入金	7,000,000
繰延税金負債	76
退職給付に係る負債	1,023,918
資産除去債務	269,043
その他	590,543
負債合計	39,911,749
純資産の部	
株主資本	28,228,381
資本金	4,203,469
資本剰余金	4,048,042
利益剰余金	27,938,566
自己株式	△7,961,696
その他の包括利益累計額	2,631,094
その他有価証券評価差額金	361,107
為替換算調整勘定	2,210,246
退職給付に係る調整累計額	59,741
純資産合計	30,859,475
負債純資産合計	70,771,224

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		115,680,799
売上原価		75,535,458
売上総利益		40,145,341
販売費及び一般管理費		29,935,712
営業利益		10,209,629
営業外収益		
受取利息	75,023	
受取配当金	43,524	
為替差益	125,080	
その他	90,822	334,449
営業外費用		
支払利息	124,366	
和解金	25,207	
その他	202	149,775
経常利益		10,394,303
特別利益		
固定資産売却益	6,056	6,056
特別損失		
固定資産売却損	3,625	
減損損失	419,052	
事業構造改善費用	3,090,227	
その他	17,538	3,530,442
税金等調整前当期純利益		6,869,917
法人税、住民税及び事業税	1,216,992	
法人税等還付税額	△1,725	
法人税等調整額	429,906	1,645,173
当期純利益		5,224,744
親会社株主に帰属する当期純利益		5,224,744

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	4,203,469	4,044,882	29,707,842	△4,575,712	33,380,481
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△2,904,876		△2,904,876
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,224,744		5,224,744
自己株式の取得				△7,499,904	△7,499,904
自己株式の処分		3,160		24,776	27,936
自己株式の消却		△4,089,144		4,089,144	－
利益剰余金から資本剰 余金への振替		4,089,144	△4,089,144		－
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	3,160	△1,769,276	△3,385,984	△5,152,100
当連結会計年度末残高	4,203,469	4,048,042	27,938,566	△7,961,696	28,228,381

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	△8,806	2,577,233	19,315	2,587,742	35,968,223
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△2,904,876
親会社株主に帰属する 当期純利益					5,224,744
自己株式の取得					△7,499,904
自己株式の処分					27,936
自己株式の消却					－
利益剰余金から資本剰 余金への振替					－
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）	369,913	△366,987	40,426	43,352	43,352
当連結会計年度変動額合計	369,913	△366,987	40,426	43,352	△5,108,748
当連結会計年度末残高	361,107	2,210,246	59,741	2,631,094	30,859,475

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	40,984,870
現金及び預金	14,002,744
売掛金	10,589,040
商品及び製品	3,525,661
仕掛品	310,575
原材料及び貯蔵品	5,542,811
前払費用	603,052
未収入金	4,548,581
その他	1,862,406
固定資産	15,043,476
有形固定資産	3,565,549
建物	694,301
構築物	1,843
機械及び装置	1,030,388
工具、器具及び備品	775,956
土地	1,063,061
無形固定資産	1,331,516
ソフトウェア	516,371
その他	815,145
投資その他の資産	10,146,411
投資有価証券	3,167,139
関係会社株式	2,294,501
繰延税金資産	4,088,743
その他	596,028
資産合計	56,028,346

(単位：千円)

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	27,327,814
買掛金	11,103,522
短期借入金	5,000,000
未払金	4,208,340
未払費用	1,323,263
未払法人税等	529,114
契約負債	642,452
預り金	65,509
賞与引当金	596,163
役員賞与引当金	60,414
製品保証引当金	15,553
買付契約評価引当金	1,754,296
その他	2,029,188
固定負債	8,331,250
長期借入金	7,000,000
退職給付引当金	1,100,252
資産除去債務	192,744
その他	38,254
負債合計	35,659,064
純資産の部	
株主資本	20,008,175
資本金	4,203,469
資本剰余金	4,048,042
資本準備金	4,044,882
その他資本剰余金	3,160
利益剰余金	19,718,360
利益準備金	22,456
その他利益剰余金	19,695,904
繰越利益剰余金	19,695,904
自己株式	△7,961,696
評価・換算差額等	361,107
その他有価証券評価差額金	361,107
純資産合計	20,369,282
負債純資産合計	56,028,346

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		101,400,884
売上原価		74,230,025
売上総利益		27,170,859
販売費及び一般管理費		21,332,423
営業利益		5,838,436
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	58,531	
受取手数料	88,229	
その他	18,705	165,465
営業外費用		
支払利息	98,053	
自己株式取得費用	13,606	
その他	14,184	125,843
経常利益		5,878,058
特別損失		
減損損失	360,341	
事業構造改善費用	245,135	
その他	16,464	621,940
税引前当期純利益		5,256,118
法人税、住民税及び事業税	985,187	
法人税等還付税額	△1,002	
法人税等調整額	113,403	1,097,588
当期純利益		4,158,530

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当期首残高	4,203,469	4,044,882	－	4,044,882	22,456	22,531,394	22,553,850
当期変動額							
剰余金の配当						△2,904,876	△2,904,876
当期純利益						4,158,530	4,158,530
自己株式の取得							
自己株式の処分			3,160	3,160			
自己株式の消却			△4,089,144	△4,089,144			
利益剰余金から資本剰余金への振替			4,089,144	4,089,144		△4,089,144	△4,089,144
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	3,160	3,160	－	△2,835,490	△2,835,490
当期末残高	4,203,469	4,044,882	3,160	4,048,042	22,456	19,695,904	19,718,360

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△4,575,712	26,226,489	△8,806	△8,806	26,217,683
当期変動額					
剰余金の配当		△2,904,876			△2,904,876
当期純利益		4,158,530			4,158,530
自己株式の取得	△7,499,904	△7,499,904			△7,499,904
自己株式の処分	24,776	27,936			27,936
自己株式の消却	4,089,144	－			－
利益剰余金から資本剰余金への振替		－			－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			369,913	369,913	369,913
当期変動額合計	△3,385,984	△6,218,314	369,913	369,913	△5,848,401
当期末残高	△7,961,696	20,008,175	361,107	361,107	20,369,282

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社ワコム

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 善 場 秀 明
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 木 村 圭 佑
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワコムの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワコム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社ワコム

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 善 場 秀 明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 圭 佑
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワコムの2024年4月1日から2025年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、次の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

株式会社 ワコム 監査等委員会

常勤監査等委員 東山 茂樹 ㊞

監査等委員 細窪 政 ㊞

監査等委員 小野 祐司 ㊞

(注) 監査等委員 東山 茂樹、細窪 政及び小野 祐司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会 会場ご案内図

日時 2025年6月26日（木曜日） 午前10時

会場 **ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター**

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー 5階
TEL 03 (3362) 4792



○株主総会終了後、同会場にて事業説明会を行います。

○株主総会の各議案については、ご来場いただく前に書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、そちらのご利用もご検討ください。